

令和 7 年 第 2 回

南阿蘇村議会定例会会議録

令和 7 年 6 月 6 日 召集

南阿蘇村議会

会期日程

令和7年第2回定例会

会期8日間

期 日	曜日	区 分	時 間	日 程 等
6月6日	金	本会議	午前10時	開会宣言 提出議案上程 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 村長所信表明 上程議案説明 委員会付託 一般質問
6月9日	月	総務産業 常任委員会	午前10時	付託案件審査
6月10日	火	文教厚生 常任委員会	午前10時	付託案件審査
6月11日	水	休会		議案審議のため
6月12日	木	合同常任委員会	午前10時	2常任委員会による合同 審査（大会議室）
6月13日	金	本会議	午前10時	質疑 討論 採決 閉会宣言

第 1 号

6月6日 (金)

令和7年第2回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和7年6月6日(金)
午前10時00分 開会
於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
日程第4 村長所信表明
日程第5 提案理由の説明
報告第3号 令和6年度南阿蘇村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第4号 令和6年度南阿蘇村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
報告第5号 専決処分事項の報告について
承認第1号 専決処分事項の承認について
承認第2号 専決処分事項の承認について
承認第3号 専決処分事項の承認について
承認第4号 専決処分事項の承認について
承認第5号 専決処分事項の承認について
議案第30号 南阿蘇村上水道事業給水条例の一部改正について
議案第31号 令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算(第1号)について
議案第32号 財産の取得について
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	丸野隆大	7番	河内克也
2番	工藤眞巳	8番	市原恵一
3番	山本涼子	9番	後藤征昭
4番	古澤博之	10番	橋本功
5番	岡智則	11番	今村竜喜
6番	坂田正也	12番	山室昭憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	太田吉浩
教育長	今村了介
総務課長	藤本哲章
企画観光課長	下田朱美
教育委員会事務局長	古澤太介
建設課長	笠功祐
会計課長	野口幸広
健康推進課長	今村一行
農政課長	今村洋一
住民福祉課長	高宮喜美男
税務課長	荒牧憲政
水・環境課長	今村隆博
定住促進課長	梅田雄治
子育て支援課長	吉弘泰彦
保育所長	山室和夫

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	安達幹夫
議会事務局主幹	長野純哉

開会 午前10時00分



○議長 山室昭憲 おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから令和7年第2回南阿蘇村定例会を開会いたします。一同その場に起立をお願いします。

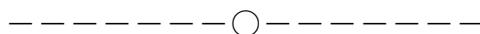
礼。

おはようございます。着席願います。会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。マスクの着用については、個人の判断に委ねます。発言される場合は、マスクを外し、本日はマスクは着用ないようですので、終わります。会議中の携帯電話については、電源を切っていただくか、マナーモードにしておいていただきたいと思います。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 山室昭憲 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、山本涼子議員。4番、古澤博之議員を指名します。



日程第2 会期の決定について

○議長 山室昭憲 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は本日から6月13日までの8日間とし、お配りしております会期日程のとおりとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。よって、本定例会は会期日程のとおり、本日から13日までの8日間と決定をいたしました。



日程第3 諸般の報告について

○議長 山室昭憲 日程第3、諸般の報告、議長、各委員長及び広域議会議員代表並びに監査委員の報告内容につきましては、タブレットに配付のとおりです。



日程第4 村長所信表明について

○議長 山室昭憲 日程第4、村長、所信表明。太田村長、お願いいたします。

○村長 太田吉浩 改めて皆様おはようございます。本日南阿蘇村、議会第2回定例会の開会に当たりまして、改めて所信を述べさせていただきます。少し長

くなりますが、お付き合い頂きたいと思います。私が選挙時に掲げた公約は村民との約束であり、その実現に向けて、具体的な施策を立案し実行する責任があります。前回の3月定例会で申し上げましたが、さきの選挙では、本村が置かれた厳しい財政状況の中で、将来のビジョンである七つの公約を掲げさせていただきました。就任から3か月が経過し、就任直後より、まずは、稼げる村、選ばれる村を目指して、具体的な施策を庁内で協議、調整してまいりました。本日の所信表明に当たり、前回と重複する部分もありますが、七つの公約と、私が重要だと思う施策について、改めて申し述べさせていただきます。

初めに財政健全化を目的とした行財政改革の推進です。これは私が村議時代から強く意識していたことで、住民サービスの維持向上を語り、持続可能な行財政運営を目指すためには、行財政改革を確実に進める必要があります。そのためには、現状分析に基づいた改革計画の立案と、計画を確実に実施する体制の構築が必要です。具体的には、事務事業において、限られた財源を効率的に運用するため、時代の変化、利用状況の増減、トータルコスト等を踏まえ、事業の検証、見直しを行い、再事業の最適化を進めます。また、施設管理では、限られた資産を効果的に運用するため、施設と環境を総合的に企画管理、活用する経営活動を推進し、建築物のライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化を図ります。同時に限られた人材を効果的に運用するため、業務執行体制の見直しを行い、組織の最適化を図り、人件費の抑制に向けた取組も行ってまいります。あわせて、継続的な職員研修の実施と自己啓発の支援等により、職員のスキルアップと意識改革の向上を図り、広い見識と新しい発想を持つ行政のプロとして、村民に信頼される職員の育成に取り組んでまいります。また、歳出の見直しは、無駄を省き、効率的な運営を目指すために必要不可欠ですが、それだけでは、地域の活力を失う危険性があります。村が持続可能な発展を遂げるためには、歳出の見直しと同時に、新たな財源を確保することが求められます。そこで、太田村政では、自主財源の確保のために、ふるさと納税の獲得に全力で取組、稼げる村を目指します。これまでの運用方法にこだわらず、特色のある返礼品を新たに創出し、中間委託業者の見直しや、連携強化も含めて、大胆な改善を試み、2年で10億円、4年で20億円の収入を目指します。得られた財源は、子育て支援や、教育環境、福祉や地場産業振興に寄与する各種補助金の充実、これまで手の届かなかった新たな村づくり政策に、活用してまいります。このように重要な施策である、行財政改革とふるさと納税については、4月の人事異動に際しそれぞれ特命審議員を配置しております。また地方創生に向けた国や県からの支援を最大限に活用することも重要です。私自ら国や県に対しても積極的に予算要望を行うとともに、地方創生交付金や各種助成金を積極的に申請し、地域の活性化につなげてまいります。

次に、子育てしやすい村づくりについてであります。私の考える村づくりは、1番に人づくりを基本にしています。未来を担う子どもたちが伸び伸びと学び、安心して遊べる環境を整えることは重要であり、その中でも、住民の皆様から要望の多い児童公園は地域の子育て世代のニーズにこたえるための重要な拠点であると認識しております。そのために役場周辺のにぎわいづくりと、保護者からの要望が多い遊具つき児童公園を整備し、子どもたちが自由に遊び、友達と交流できる場所の提供を目指してまいります。そのほか、少子化と定住促進の観点から、子育て世代への経済的支援も必要です。ふるさと納税等により、財源をしっかりと確保し、村独自の子育て支援金や、手当制度を設け、子どもを持つ家庭の負担軽減に努めながら、子育て環境の充実と、経済的な理由で、子どもを持つことを躊躇することがないように、支援体制を強化してまいります。あわせて、子育ての安心面を担保する小児科医の村内誘致は、阿蘇郡市医師会とも協議を重ねながら、早期実現を目指してまいります。また役場周辺には、ドクターヘリの着陸エリアが必要であると考えております。緊急医療体制の強化は、地域住民の命を守るために不可欠です。ドクターヘリは迅速な医療支援を提供するための有効な手段であり、その運用には適切な離着陸場所が必要です。これについても任期中に実現を目指してまいります。

次に観光振興です。現在、本村観光振興において、道の駅あそ望の郷は、地域のにぎわいを創出し、観光客や地元住民にとっての重要な拠点となっており、村全体を活性化するためには、道の駅を中心とした取組は不可欠と認識しています。観光施設のみならず、地域の特産品や農産物を販売する場としても機能し、地元の農家や生産者の支援にも寄与しています。今後は、道の駅を訪れた観光客を村内に点在する他の観光施設、飲食店、店舗などの商業施設への誘導につなげることが、重要だと考えております。道の駅をハブ拠点とし、波及効果を最大限に広げるためにも、道の駅施設の環境整備とさらなる情報発信機能強化に努めてまいります。また村内外の民間企業との連携にも積極的に取り組むこととしています。地域、にぎわいの拠点とするため、地域住民との連携も必要です。新たな地域交流イベントや、祭りを実施することで、観光客のみならず、地域住民も楽しむ場として、地域コミュニティーの絆を深めてまいります。一方、観光資源として、これまで南阿蘇村が保有していた温泉施設、四季の森温泉、木の香湯、白水温泉瑠璃、ウィナスは、残念ながら全て売却をされました。温泉施設は地域の観光資源としてだけでなく、住民の健康増進や地域のコミュニティー機能としても寄与する重要な施設でありました。私は、稼げる村づくりに全力で取組ながら、その還元として、身近で気軽に利用できる温泉環境を復活させたいと考えています。具体的には、熊本地震で被災し、閉鎖となった下田城温泉、立野憩いの家の再開についても検討を始めます。さらに

民間の温泉施設が多数存在する本村におきましては、村民の皆様が気軽に利用できるようにするために、村民向けの温泉パスポートの発行についても実施に向けた検討を進めてまいります。また、村民からの期待の大きい白水温泉瑠璃は速やかに次の運営会社に譲渡できるよう、現在私自ら交渉にも立会いながら、早期再開に向けて取り組んでいるところです。議会からの御協力も引き続きよろしくお祈りを申し上げます。今後も地域と連携しながら、道の駅温泉施設のみならず、水源、自然、歴史文化などの地域の観光資源をブラッシュアップしながら、さらなる魅力的な観光プランを提供してまいります。村の豊かな景観と農業、気候風土を生かしたイベントを開催するなど、地域住民の皆様をはじめ、多くの方々の満足度、幸福度を満たす南阿蘇の新たな滞在型観光の創出と、地域振興に努めてまいります。

次に農業振興と販路拡大についてです。農業振興は本村にとって、地域経済の活性化や食料安全保障の観点から非常に重要なテーマであり、持続可能な取組が求められていると認識しています。特に、稼げる農業を実現するためには、安定供給とあわせて、農作物の販路拡大と、国、県の予算確保が不可欠です。特に近年の市場競争の激化や、消費者ニーズの多様化により、安定した販路の確保がますます重要となっています。そこでまず販路拡大に向けた取組として、地域ブランドの確立や、地域特有の農産物のPRは、私自らトップセールスにより、村の農産物を積極的にPRすることで、販路の拡大を目指してまいります。さらに生産者と業者または消費者をつなぐためのシステム構築が必要となりますが、その意味において、ふるさと納税の返礼品は有効だと考えております。返礼品として、農作物の6次化や商品開発を進めながら、新たな顧客の開拓にも、村も積極的に関与し、販売促進に取り組めます。その結果、農家自らの生産物を直接消費者に届けることができ、中間マージンを削減しながら収益を向上させることが可能となります。一方、農業振興において、国や県の予算は非常に重要な資金源です。補助金を活用することで、新たな整備投資や技術投入が可能となり、生産性の向上や、品質改善につながります。最新の農業機械やIT技術を導入することで、効率的な生産が実現し、結果として収益が向上します。また現在の物価高騰や資材高騰の影響も無視できません。輸入原材料や農業生産資材の価格が高騰している中で、農業者はコスト管理を徹底しなければなりません。このような状況下では、国や自治体による支援策が必要です。私は国会議員の秘書経験や政治的人脈を活用しながら、国や県に対して村の現状を訴えながら、新たな取組の予算の要望を行ってまいります。そうしたさまざまな取組が稼げる村づくりの還元として、村独自の補助制度も拡充しながら、安心営農の村づくりを推進してまいります。稼げる農業を実現するためには、地域全体での協力と連携が不可欠であり、行政としても、農業者との対話を重

ねながら、必要な支援策を講じていく所存であります。

次に、有害鳥獣対策であります。本村のみならず、鳥獣被害の遊休農地の解消は、農業の持続可能性や地域の活性化において喫緊の課題です。鳥獣被害は年々深刻な問題となっており、特にサル、ニホンジカ、イノシシなどの野生動物による被害が農地のみならず、住宅地への被害も拡大し、村民の生活環境に多大な影響を及ぼしています。これにより、営農意欲の減退や耕作放棄が進み、さらには森林の下層植生の消失による土壌流出、また住宅周辺での安全性にも関わる問題となっております。現在、緩衝帯の整備や防護柵の設置を通じて、農作物への被害を軽減する取組が行われていますが、特に近年はその被害が増加傾向にあり、早急な追加対策を講じる必要があると認識しています。今後は狩猟免許や宅地を防護するための政策も充実させながら、農作物の被害軽減や地域住民の生活環境を守るための支援を行ってまいります。合わせまして、追い払うだけの施策ではなくて、個体数を減らしていく努力も必要だと考えております。先ほど申し上げた狩猟免許の取得とあわせて、解体処理施設の整備も検討してまいります。捕獲された有害獣を適切に処理する施設があることで、捕獲された答えが無駄にされることなく、資源として有効活用されることが期待されます。ジビエは食肉としての価値が高く、近年では外食産業でもその利用が拡大しています。さらにペットフードとしての需要も高まりを見せており、村内での加工業者との連携や、村外からの企業誘致も視野に入れながら、実現を目指してまいります。

一方で、遊休農地の解消についても、重要な課題です。遊休農地は鳥獣の生息地となりやすく、結果として被害が増加する傾向要因となります。遊休農地を有効活用するためには、認定農業者や新規就農者への支援拡充、農地の集約、新たな農業モデルや作物の導入を推進してまいります。次に、企業誘致やスポーツ大会等の誘致についてです。本村はこれまで、半導体製造メーカー、TSMCの進出効果も余り受けておらず、近隣自治体と比べても企業誘致が進んでいません。企業誘致は、地域経済の活性化や新たな雇用の創出において非常に重要な施策であり、これにより、さらに地域に新たなビジネスが生まれ、地元住民の雇用機会が増加することが期待されます。企業誘致に当たっては、村の自然環境、地域特性や魅力を発信し、企業が進出したくなるような、ブランド戦略を展開することが必要です。そのために、私自ら企業訪問を行い、トップセールスを実施するとともに、役場にこられた相談企業に対しても、私自ら交渉窓口となります。これにより、企業との信頼関係を築き、スピード感を持って具体的な誘致活動へとつなげることを目指しています。誘致する企業は当然のことですが、村の自然環境に適した企業であることが大前提であります。また、先端技術を持つベンチャー企業にも積極的に営業を行っていきたいと考え

ております。

また、企業誘致以外にも、村のにぎわいを創出するために、スポーツ大会や民間イベントの誘致にも尽力いたします。スポーツ大会やイベントの誘致は、村内の宿泊施設や飲食店などの利用地域の特産品や文化を広める機会ともなります。地域の活性化や経済的な効果が期待され、さらには観光資源としての価値も高まります。本年は、合併20周年の節目の年であります。そこで合併20周年を記念したイベントとして、10周年に実施し、大盛況であった大相撲の冬巡業を再び誘致することとしております。今回6月の補正予算においても、誘致に当たる経費等の予算を計上させて頂いているところでございます。ほかにスポーツ大会の誘致に当たっては、地域の特性や資源を最大限に活用するものなど、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。民間イベントの誘致についても、南阿蘇村には、熊本県が所有する、野外ステージアスペクタが、あります。県と連携を強化し、音楽や地域食材を使った民間のグルメフェスなど、多様なイベントを通じて、新たな来訪者を呼び込み、にぎわいの創出と地域の活性化を図ってまいります。

最後になりますが、買物弱者対策についてです。買物弱者ゼロを目指す取組は本当において非常に重要な課題であり、特に高齢者や障害者など、外出が困難な方々にとって、日常生活に必要な物品を入手することが、現在困難な状況となっております。このような状況を改善するためには、スーパーマーケットの誘致や、残念ながら閉店してしまった店舗の再開支援が不可欠と考えております。新たなスーパーマーケット誘致は、地域の特性やニーズを考慮しながら、運営会社と今後協議を進めてまいります。誘致場所については、交通アクセスのよさを重視し、役場庁舎周辺について、村が整備するなどの支援策を講じてまいります。あわせて、閉店した店舗の再開支援も、積極的に行ってまいります。また、運転免許を返納しても困らない。買物弱者ゼロの実現には、移動販売業者の協力も得ることも重要です。移動販売には、特に買物弱者にとって非常に有効な手段であり、自宅近くまで商品を届けることで、外出が困難な方々のニーズにもこたえることができます。移動販売業者の方々との連携を強化し、定期的なルート設定や商品ラインアップの充実を図ることで、より多くの方々にサービスを提供できるよう努めてまいります。新店舗の誘致と、再開支援、あわせて、移動販売を組合せたハイブリッドの対策で、買物弱者ゼロの村の実現を目指してまいります。長くなりましたが、以上が私の七つの公約であります。

持続可能な地域づくりを大前提に、南阿蘇村が持つ魅力を最大限引き出ししながら、住みやすく、活気のあるそして変化を実感できる地域の実現、地域社会の実現に向けて邁進してまいります。七つの公約以外でも、教育環境の上質化、

高齢者福祉サービスの充実、生活環境の基盤となるインフラ整備、豊かな自然と景観保全など、村民の皆様が安心して暮らせる政策実現のため、まずもって、ふるさと納税による自主財源確保については、スピード感を持って取り組む所存であります。またこれらの公約を実現するためには、村民との対話を重視し、議会との連携を深めることが不可欠です。議会は二元代表制の機関として、施策を支える重要なパートナーだと考えております。村民の代表である議会との対話を重視し、定期的な報告や、意見交換を通じ、施策の進捗状況や課題について情報共有を行いながら、議員の皆様からのフィードバックを受けることで、よりよい政策形成を目指してまいります。さらに村民の意見は、非常に重要であり、村民が地域課題の解決策を提案、意見を表明できる環境を整え、ともに未来を築く姿勢を大切にしたいと、今月から南阿蘇村みらい会議の開催を計画しました。今回の未来会議では、村民や職員が、自分の考えや、アイデアを出す場として、政策を実現するために必要な第一歩だと考えています。この場で出された意見をしっかりと吸い上げて、具体的な政策へとつなげていきます。村民の皆様、議員の皆様、そして職員の皆様で協力して、チーム南阿蘇として前向きに取り組む、同じゴールを目指して、結果を出します。引き続き、皆様の深い御理解と、絶大なるお力添えを賜りますよう心よりお願いを申し上げ、私の所信表明といたします。御清聴ありがとうございました。

-----○-----

日程第5 提案理由の説明

○議長 山室昭憲 日程第5、提案理由の説明、報告第3号、令和6年度、一般会計繰越し明許費繰越し計算書の報告についてから、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括して議題といたします。それでは、提案理由の説明を村長に求めます。村長。

○村長 太田吉浩 令和7年、第2回、6月定例議会提出議案としまして、本定例会に、上程いたしておりますのは、予算繰越しの報告が2件、専決処分事項の報告が1件、専決処分事項の承認が5件、条例の改正が1件、令和7年度補正予算が1件、財政の財産の取得が1件、人事案件が1件、以上12件となっております。御審議頂き議決を頂きますようお願い申し上げます。

それでは、各議案について説明を申し上げます。初めに、予算繰越しの報告案件です。報告第3号、令和6年度南阿蘇村一般会計繰越し明許費繰越し計算書の報告についてであります。これは令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算第5号、第7号及び第8号で計上しました繰越し明許費のうち、2款総務費の国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業、3億6,975万1,000円。3款民生費の旧長陽西部小解体その他事業、1億811万9,000円をはじめ、7款商工費のあそ望の里機能拡張事業6,510万911円。8款土木費の橋

梁補修事業、8,856万4,000円。9款消防費の防火水槽新設事業1,913万円など、全22事業、総額8億8,910万211円について、いずれも令和6年度内に事業が完了しないことから、令和7年度執行に係る事業費の繰越し計算書を調製したので、地方自治法施行令146条第2項の規定により報告するものであります。

次は繰越しの報告案件です。事故繰越しの報告案件です。報告第4号、令和6年度南阿蘇村一般会計事故繰越し計算書の報告についてであります。これらの事業は、令和6年度において避けがたい状況により、令和6年度内の事業完了が困難であることから、令和7年度に繰越し事業を実施するものであります。繰越し理由は、7款商工費のあそ望の郷機能拡張事業、8,997万6,000円は、コロナ禍からの観光需要の回復により、道の駅駐車場や施設内が常に混雑する状況が続き、工事の施工上大きな制約が生じたことや、これに伴う関係者との調整に不測の日数を要したためであります。

また、8款土木費の河川維持補修事業、1,282万円及び11款災害復旧費の災害復旧事業費事業547万円につきましては、積雪により工事に遅延が発生し、年度内の事業完了が困難となったためであります。これら全3事業、総額1億826万6,000円について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

次は、損害賠償の報告案件です。報告第5号、専決処分事項の報告について。損害賠償の額を定め和解することであり、本議案は、地方自治法第180条、第1項の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて、令和7年5月1日に専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。本案件は、令和7年3月23日に発生した第3駐在区の野焼き火災事故に、関し速やかに損害賠償金を支払う必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分による対応とさせていただきました。なお損害賠償額の全額に損害保険が適用されることとなっております。事件の概要などは記載のとおりでございます。

次からは承認案件です。承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、税条例の一部改正であります。本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和7年4月1日に施行されたことに伴い、本村税条例の一部を改正したものであり、その承認を求めるものでございます。主な改正内容は、所得税の基礎控除や、給与所得控除に関する見直し及び特定親族特別控除の創設等について、所要の改正を行っております。

次に第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、国民健康保険税条例の一部改正であります。本件は、国民健康保険の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行されたことに伴い、本村国民健康保険税条例の一部を改正

したものであります。その承認を求めるものであります。主な改正内容は、国民健康保険税の賦課限度額の引上げ及び、軽減制度における所得基準額の引下げ等について所要の改正を行っております。

次からは補正予算の専決処分、承認案件です。まず承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、令和6年度一般会計補正予算第8号の報告であります。専決処分しました補正予算は、歳入歳出それぞれ3,001万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億2,936万1,000円とする補正予算であります。主な歳入、補正につきましては、村税や国からの各種交付金、国、県支出金、村債等を実績額に合わせております。主な歳入補正額は、村税を2,079万4,000円の増、地方交付税を2,805万1,000円の増、国庫支出金を962万円の減、県支出金を798万3,000円の減、諸収入を873万9,000円の増、村債を2,610万円の減とし、歳出補正につきましては、主に事業実績等で調整を行ったものであります。総務費を8,535万2,000円の減、民生費を4,247万4,000円の減、衛生費を1,805万1,000円の減、農林水産業費を6,000、6,600、87万円の減、教育費を2,269万3,000円の減とし、予備費を2億9,646万9,000円の増としております。

次に承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについてであります。こちらは令和6年度国民健康保険特別会計補正予算第4号の報告です。専決処分しました補正予算は、歳入歳出それぞれ2億8,060万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億7,812万9,000円とする補正予算であります。この専決も、事業実績により調整を行ったものであり、主な歳入補正額は、国民健康保険税を800万円の増、県支出金を2億6,179万3,000円の減、繰入金、繰入金を1,079万5,000円の減とし、歳出補正につきましては、保険給付金を2億5,737万5,000円の減、保健事業費を346万9,000円の減、予備費を205万3,000円の増としたものであります。

次に、承認、第5号、専決処分事項の承認を求めることについてであります。こちらは令和6年度介護保険特別会計補正予算第5号の報告です。専決処分しました補正予算は、歳入歳出それぞれ314万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億9,262万8,000円とする補正予算であります。この専決も事業実績により調整を行ったもので、主な歳入補正額は、保険料を343万1,000円の増、国庫支出金を430万円、430万4,000円の増、支払い基金交付金を707万円の減、繰入金を359万2,000円の減とし、歳出補正につきましては、保険給付費を2,051万8,000円の減、地域支援事業費を162万円の減、予備費を1,985万7,000円の増としたもの

であります。

次は条例案件です。議案第30号、南阿蘇村上水道事業給水条例の一部改正についてであります。本議案は、指定給水装置工事、工事装置工事業業者の指定、及び更新時に手数料を徴収できるようにするため、必要な規定を整備するとともに、条文整理など、所要の改正を行うものであります。

次は補正予算です。議案第31号、令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算第1号についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ8億3,308万8,000円を追加し、総額を108億1,908万8,000円とする補正予算であります。主な歳入補正につきましては、物価高騰対応重点支援、地方創生臨時交付金、道路メンテナンス事業補助金などの増額に伴い、国庫支出金を1億1,591万1,000円の増額、物価高騰対応生活者支援交付金、経営発展支援事業補助金などの増に伴い、県支出金を4,356万8,000円の増額、財政調整基金、公共施設等整備基金等の繰入金として1億3,667万1,000円の増額、立野ダム多目的広場整備事業に係る白川水源地域対策基金補助などにより、諸収入8,123万8,000円の増額、同じく立野ダム多目的広場整備事業及び橋梁補修事業等に係る過疎対策事業債、河川改修事業に係る緊急自然災害防止対策事業債の増などにより、村債4億5,570万円の増額により、財源の確保を行ったところであります。主な歳出の補正内容につきましては、4月の人事異動により人件費の組替えを全体的に行っております。総務費では、相撲南阿蘇場所助成金、立野ダム多目的広場整備事業などにより、2億1,635万9,000円の増額、民生費では、LPガス使用世帯への支援事業補助金、医療機関等物価高騰対策支援事業補助金、温泉券交付事業などにより、3,767万9,000円の増額、農林水産業費では、経営発展等支援事業、緊急自然災害防止対策事業などにより1億1,404万7,000円の増額、商工費では、村有観光施設整備事業及び村有施設備品購入費などにより、6,423万2,000円の増額、土木費では、道路長寿命化修繕計画策定業務委託事業、橋梁補修事業及び河川改修事業などにより、3億497万2,000円の増額、教育費では、小中学校、学校給食費、及び修学旅行費補助事業、LPOPみなみあそ下水配管修繕などにより、2,584万5,000円の増額、災害復旧費では、公共土木、災害復旧費、復旧事業により、6,000万円の増額となっております。

次に、議案第32号財産の取得についてであります。本議案は、村立小中学校における、学習用タブレット端末の更新に伴う物品、売買契約の締結についてであり、予定価格が700万円以上の動産購入に該当することから、南阿蘇村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に基づき、議決を求めるものであります。事業内容は、文部科学省の第2期G

I G Aスクール構想に基づき、本村の全児童生徒が使用する端末を整備するものであり、端末の購入に当たっては、熊本県と県内市町村で構成される熊本県G I G Aスクール構想推進連絡協議会による共同調達が実施され、プロポーザル審査会により選定された事業者と、契約を締結するものです。契約金額及び契約の相手方などは記載のとおりでございます。

最後は人事案件であります。諮問第1号、人権擁護委員、候補者の推薦についてであります。本件は、人権擁護委員の任期満了に伴い、候補者として村長が推薦する者について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見をお伺いするものでございます。推薦する方は、澤田秀雄氏と黒川ゆかり氏の2名でございます。澤田氏は住所が南阿蘇村大字河陽4,746番地70、生年月日は昭和26年、3月12日の現在74歳であります。次に黒川氏は、住所が南阿蘇村大字久石3,673番地2-2、生年月日は昭和45年、7月26日の生まれの54歳であります。お二人はともに人格識見が高く、人権擁護委員として適任と認められることから、議会の御意見を頂いた上で、村から推薦し、法務大臣の委嘱を受けて、今後3年間にわたり、地域の人権擁護活動に御尽力頂く予定でございます。

以上が、今議会に提案した議案の提案理由の説明であります。御理解を頂き、また議決頂きますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長 山室昭憲 以上で、今回、執行部から提案されました。全議案についての説明を終わります。お諮りいたします。議案第31号、令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算第1号については、関係する常任委員会に付託して審査したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。よって、議案第31号、令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算第1号については、関係する常任委員会に付託をして審査することに決定をいたしました。それではここで、11時まで休憩いたします。

-----○-----

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

-----○-----

○議長 山室昭憲 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

-----○-----

日程第6 一般質問

○議長 山室昭憲 日程第6、一般質問を行います。発言の通告があつておりますので、これより順に質問を許します。質問される方は、要点を簡潔にお願い

いたします。答弁される方は、質問内容についての的確に答弁をお願いいたします。なお、質問時間は1人20分以内となっております。御承知願います。7番、河内克也議員の質問を許可します。河内議員。

○7番 河内克也 7番河内です。議長の許可を頂きましたので、質問を行います。議長2問ありますので、一問一答方式の許可をお願いいたします

○議長 山室昭憲 許可します。

○7番 河内克也 ありがとうございます。また今回も分かりやすい質問となるよう、補助資料を作成し、議長の許可を頂き、事務局で端末に掲載、あるいは、傍聴席に配付頂いております。ありがとうございます。感謝申し上げます。私は議員1期目の後半、一般質問、その後ということで、6項目を再度繰り返し質問を行ってまいりました。その意図は、議員が、村民の声を代弁し、村の課題を質問し執行部からの答弁後、その後、経過結果を検証することは非常に重要、大事であるとの考え方です。

1項目目の質問は、これはちょうど3年前に質問した我が村の財産である森林を守るため、森林環境譲与税を活用した村の活性化策について、経過結果を検証するため、パートⅡとして質問を行います。御面倒ですが補助資料Aを御覧ください。右側に森林の代表的な機能を改めて整理しましたが、我が村の森林は、温室効果ガス削減、土砂災害を防ぐ機能を、雨水を地中にゆっくり浸透させること、水浄化機能など多くの機能があり、さまざまな場面で我々の暮らしを支えています。その森林を整備していくために、資料の右にまとめていますが、導入された森林環境譲与税の国からの譲与は令和元年度から始まり、令和6年度、昨年度からは年間1人1,000円の森林環境税の課税も始まりました。御議場にいらっしゃる皆様も年間1,000円払っていらっしゃいます。3年前には補助資料、左側の内容の質問を行い、下記のほうに書いてますが執行部から答弁を頂きました。そこで今回は関連して、4項目の質問を行います。

1番目、森林環境譲与税基金について、村長の説明がありましたが、議案の予算書で確認しますと、専決の最終補正で6年度は1,649万円の歳入でしたが、現在の基金積立て額、森林経営管理制度導入等、主な活用実績、今後の計画をお聞きいたします。

2番目、貴重な檜、南郷檜これは南阿蘇村の村木です。南郷檜のブランド化は進んだのか、またこれは最終補正で20万円補正減してあるようですが、林道管理経費補助の周知は、各行政にやっておられるのか、周知は進んだのか。

3番目に、竹林のことです。今、未管理の竹林が拡大しています。タケノコはイノシシの大好物、竹山は荒らされています。降灰対策のため活用、竹活用策のお考えをお聞きいたします。

4番目最後、これは特に森林に対する太田村長の思いを、考えをお聞きした

い。熊本県内、特に阿蘇地域の草原を守っていくとの重要性、草原を守っていくことの重要性は皆さん認識されています。それは当然重要であると考えますが、私は、森林の重要性も忘れてはいけません。先祖先人先輩たちが守ってこられた村の財産である山、森林です。森林保全、機能と、基金活用整備について、総合的に太田村長のお考えをお聞きいたします。以上です。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 7番河内議員の一般質問に、お答えをいたします。まず、森林環境譲与税率の活用につきましての追加での御質問頂きました。ありがとうございます。まず質問の要旨1についてですが、現在の基金積立金は、令和6年度末現在で、2,039万6,462円。となっており、これまでの譲与額の約4割を積立している状態です。制度導入の主な活動実績としましては、経営や管理が行われていない森林を対象とした森林管理者への意向調査を実施し、その結果、調査対象となった森林経営管理、いわゆる森林評価の業務委託費や、森林台帳整備に係る会計年度任用職員の人件費そのほか林道等管理整備事業補助金となっております。今後の計画といたしましては、今年度はこれまでの実績同様、未実施地区の森林評価業務委託費や会計年度任用職員の人件費林道等管理整備事業補助金を主に予定しているところでございます。

次に質問の要旨2についてであります。提案頂きました南郷檜ブランド化については、阿蘇南郷檜ブランド化推進協議会の構成員として、支援協力している状況にあります。協議会を通じて、令和5年度には、南阿蘇村と高森町共同で、南阿蘇鉄道全線復旧記念品として、南郷檜の間伐材を使用したポストカードや、ウッドフラワーをイベント時に配布してPR活動を行っております。そのほか協議会では苗木購入や枝打ち、施工補助、銘木市への出品、ホームページによる情報発信などに取り組んでいるところであります。南郷檜は材木でもあり、村内には農林水産大臣賞を受賞された生産者もいらっしゃいます。今後については、村独自の事業や、PR活動など積極的に推進してまいりたいと思います。また、林道管理経費補助の収支については、補助申請の際に、区長証明が必要なことから、昨年度8月の区長会で、御説明をしております。今後におきましては、村ホームページや広報掲載など、幅広く周知するとともに、関連のある農林業土木補助金についてもあわせて周知徹底を図りたいと考えております。

次に質問の要旨3についてです。未管理の竹林の拡大については、人工林への侵食をはじめ、土砂災害を引き起こす原因にもなり得、放置された竹林は全国でも大きな問題となっている状況にあります。例えば粉碎した竹チップを使用した堆肥づくりや、他県では、企業と連携し、無償で伐採搬出粉碎を行い、資材や肥料化した事例もあります。本村におきましては、まずは、対象竹林の

現状把握が最優先であると考えております。その後、荒廃竹林の整備、放置竹林の拡大防止を図るための取組を早急に進めてまいります。

次に質問の要旨4についてです。森林は国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材を初めとする林産物の供給等の多面的機能を有しており、国民生活及び国民経済に大きく貢献しています。このような機能を持続的に発揮しつつ、林業の成長産業化を実現していくためには、植栽、保育、間伐等の森林整備を適切に行うことによって、健全な森林を造成し、資源の循環利用を進めていく必要があります。本村におきましては、計画的な間伐や主伐後の再生林等の森林整備を進め、森林施業の集約化を通じて、施業の低コスト化を図ることが重要となります。先ほど要旨1で説明しました森林管理、森林経営管理の森林評価が来年度には終了予定です。それを受けまして、対象となる森林の整備を推進していくため、基金及び譲与税を活用した森林整備事業を実施していく予定としております。

最後に、森林環境譲与税は森林の整備及びその促進に関する費用に充てることとされております。その人については公表も義務づけられております。今後におきましては、草原再生のみならず、森林の機能を十分に発揮させるため、間伐の適切な森林管理に村を挙げて取り組みます。森林化に努めてまいります。以上で河内議員からの1問目の答弁とさせていただきます。

○議長 山室昭憲 河内議員。

○7番 河内克也 はい。7番、河内です。今御答弁頂きました。1番目の森林環境譲与税基金の積立て額、活用実績、計画は答弁で分かりました。答弁であった主な支出の森林経営管理制度に沿って事業を行うことは、この基金の柱だとは私は認識しております。しかしこれ私有林だけですこの制度は、個人の山全国の自治体ではまだ住民の声を聞き、知恵を絞り、課題を把握して、人材育成とかです。木材利用や普及啓発など、いろんな活用策があります。独自の活用策で有効されているということをもっと申し上げます。

2番目、南郷檜のブランド化について、村独自事業やPR活動など積極的に取り組んでいくとの答弁でしたが、南郷檜の加工品は、いろんな加工品があります、いろいろボールペンとかいろいろあります。で、そこでですね村長の所信でも言われましたように、ふるさと納税の返礼品等への活用等も考えられるのもいいかと私は今思っております。そしてまた森林を守っていくための重要な林道の説明、補助の説明は、昨年8月に区長さんたちに説明したということですが、区長も交代され、この林道の管理というものは、もう6月ぐらいから始まります。で、大切なので、森林を守っていくための重要な林道です。林道管理補助は、各行政区への周知が足りないと思っております。

3番目竹です。竹降灰対策は、今村長から、対象竹林の現状把握と、竹粉碎

機で竹チップ、有機肥料への活用等のお話がありました。竹粉碎機で、竹チップ、そしてまたパウダーもいろいろできます。いろいろ物すごい肥料としても有効だと聞いておりますので、このお考えは是非有効策だと思いますので、是非推し進めていただきたいと思います。

4番目、大田村長の森林に対するお考えをお聞きいたしました。おっしゃったように、森林は国土の保全、水源涵養等々、多面的な機能があり村民生活、村民経済に大きく貢献してきました。村は草原ばかりではない。草原も大事だが、森林を守っていくことが重要だと私はいつも強く思っております。

最後にちょっとまとめて、また太田村長のお考えをお聞きいたしますが、村の現状と質問をまとめますと、全体的に皆様御承知のように、森林法の種別で、国有林があります。国有林以外は民有林です。民有林には村の財産である村有林もあります。村有林を含む公有林と私有林があります。そして、村が関係する村有林それから久木野地区が中心ですが、入会権のある分収林で組合有林公団造林等があります。さっき申し上げたのは森林経営管理制度は、個人の山が中心です。一生懸命管理されてきた地区で管理されてきた歴史があります。旧久木野村の歴史をまとめた村史を改めて見ますと、林業の歩みが6、80ページに及んでまとめてあります。今の現状を、地区村民の皆様、各区長さんにお話を聞くと、いろいろ問題点があるようです。1週間前も聞きました。山、草原を守るため、いろいろな課題があります。管理する人手不足、間伐、適宜伐採、草原そして森林を守るための防火帯整備等の声をお聞きいたします。現に第3駐在区で野焼き等に防火帯を飛び越えて、隣接の山林に飛び火延焼しております。和解する議案も、報告第5号として今回上程されております。防火帯は草原を守るだけではなく、森林、山林付近の住宅付近の個人住宅を守る役目もあります。1項目めで申し上げましたが是非役場担当課においてですね、これ大事です、森林を守っていただいている村民の声で各区長さんの声を吸い上げ、今の課題を把握していただいて、森林環境譲与税のさらなる有効活用をされることを要望いたします。最後に、村長のお考えをお願いいたします。以上です。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 河内議員、御提案含めた御意見、誠にありがとうございます。私も林業につきましては、まだまだ不勉強なところが多ございます。旧久木野村、村の歴史も私も紐解きながらですね、そういった先人たちの思いをしっかりと受け継ぎ、さらには、時代の変化と伴いながら変わるべきも負うところと、あと、村だけではできない部分、そういったところもしっかりですね、国や県とも連携しながら、草原とあわせて、森林を守り、そして維持していく。持続可能なですね、森林経営、こういったものを、村独自で考えていく必要が

あると改めて認識をさせていただきました。しっかりと私も勉強を重ねて、そして担当課とも協議を重ねてですね、持続可能な在り方、そして先ほど、区長さんたちにも説明しましたまた改めての説明、地域への説明等もしっかりと行いながらですね、是非有効な森林譲与税の活用に向けて取り組んでまいりたいと思います。

草原とあわせて、しっかりと、全国的に山火事も増えております。なかなかみんな山に入れない今状況になってきていることが、大きな延焼の原因とも、感じております。しっかりと皆が以前のように、山に入り、そして、森林を守っていくような、そういう環境づくりに全力で取り組んでいきたいと思っております。御提案ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 7番河内議員。

○7番 河内克也 2番目、村行政の裁量権についてお聞きいたします。簡潔に要点のみ申し上げます。教職員住宅賃料請求裁判は、判決が言い渡され、村長裁量権の範囲内か否か逸脱かが焦点となり、元副村長が、教職員住宅入居期間4年間のうち、裁判長は、最初の2年間は村長により入居許可や家賃免除に係る手続きをとっていなかったとし、村に対し2年間48万円の賃料支払いを、元副村長に請求するよう請求するよう命じました。

一方後半の2年間は、手続きを行って、入居許可や賃料免除は、村長の裁量権の範囲を逸脱したものではなく、違法性は認められないという判決でした。判決について、太田村長は、3月27日にコメントを出されております。私はこの裁判例を素直に見つめ直し、反省し、生かしていくことが重要だと考えて、今質問を行っております。行政の裁量権に絞って質問いたします。

コメントですが、補助資料Bを御覧ください。行政裁量の意味については資料の上段のほうに書いていますが、行政裁量とは、法律により、行政の原理があるとはいえ、広範な行政、地方自治体活動の全てを法律条例で規定することは不可能であり、不適當、専門的な判断、村の実情に応じた判断は尊重されるべきで、法律、村の条例の解釈、運用における自治体の判断を必須である。法令の枠内で、村の行政に認められた判断の余地を行政裁量といいますということでもちょっとまとめさせていただきました。ちょっと図示、頭を整理するために図示をいたしました。真ん中に黒のマジックで四角を書いています。この中が、村の行政権です。行政は議会が決めた条例予算に基づき行政を行う、これが行政権です。その外側に赤のマジックでランダムに山をずっと変えています。これは行政裁量の部分です。緑のマジックで斜線を入れてますが、この中が行政裁量の範囲内、外側が逸脱している行政裁量権の範囲外ということで、今申し上げた裁判の結果を見ますと、初め2年間は裁量権を逸脱したということで外になりますし、後から2年間はちゃんとした公文書も残っているという

ことで、中になります。これはもう認められた裁量権ということになります。通告書に書いていますように、今後村の計画契約、行政指導、訴訟等、裁量の判断を要する場面が多数出てくると考えます。その都度、裁量権、裁量的判断の妥当性を担保する必要があり、太田村長は、この裁判時には村民でしたが、今は新しい村の長としてリーダーとして責任ある立場で判決を聞かれ、コメントを出しこの場におられます。また行政職員は項目として、残念ながら始め2年間は起案も行っていないということは決裁文書、入居許可証等の公文書がないという事実があります。そして、判決、公文書作成管理、保存法令遵守されていない点と、反省すべき点が多々あると考えます。我々村民の代表である議員を含め、裁判結果を分析し、コンプライアンスと裁量権について考えるべきだと考え、今質問を行っています。

今後の村行政に生かすため、村の行政村長の裁量権について、村長の考えをお聞きいたします。以上です。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 質問事項、村行政の裁量権についてお答えをいたします。今回の教職員住宅賃料請求訴訟におきましては、行政財産の管理体制、並びに村長の裁量権の行使の在り方について、課題が浮き彫りとなりました。判決では、賃料の減免や、入居許可そのものが違法とまではされなかったものの、条例にのっとりた入居手続がなされない、なされていなかった期間について、村として賃料を請求するよう求められました。これは言わば法令遵守すなわち、コンプライアンスの問題であると。私自身真摯に受け止めております。関係法令や条例に対する理解を一層深めるための職員研修を実施し、私自身を含め、全職員の法令遵守に対する意識を高めることで、村民の皆様からの信頼回復に努めてまいり所存です。さて長には地域の実情に踏まえた柔軟な対応が求められることから、多くの法令や条例規則には、この規則に定めのない事項は長が定めるや、その他長が必要と認める事項といった一定の裁量権が認められております。しかしながら、その裁量はあくまで法令や条例の枠組みの中で、社会通念や福祉公共の福祉に照らし、妥当とされる範囲内で行使される限定的な手段であると認識しております。過去の判例においても、社会通念に照らし、著しく妥当性を欠くことが明らかであると認められる場合には、その裁量権の行使は違法と判断される可能性が示されており、慎重な判断が求められていることは明らかです。

今後は、自らの判断だけでなく、専門的な知見や住民の皆様のお意見を十分に考慮し、透明性のある意思決定を行うことで、村政に対する信頼を一層高めていけるものと考えておりますし、裁量権の行使に当たりましては、議会との連携も不可欠です。議会における議論や御意見を真摯に受け止めながら、村の

計画や契約、行政指導、訴訟対応などにおいて、裁量的判断を要する場合は、適切に行行使し、地域住民の期待にこたえるために努力し、引き続き透明性と説明責任を重視徹底しながら、公正で信頼される行政運営を心がけてまいります。

また本来の行政対応につきましては、まず担当部署が受け止め、必要な調査検討を行い、条例や規則との整合性を確認した上で、庁内の意思決定プロセスを経て、最終的に首長が判断するというボトムアップの仕組みが、基本であるべきと考えています。

これまで住民の方々から直接要望や相談を寄せられるケースがありました。もちろん、御意見を頂けること自体は重要であり、これからも真摯に受け止めてまいります。組長が個別の案件を直接受け取ることで、対応がトップダウン型になってしまい、担当部局での十分な検討や調査を経ないままの対応になるのではないかと危惧しています。そのため今後は住民の皆様からの御要望は原則として、担当課をまずは窓口とし、組織として適切な手続を経た上で、判断する体制に求め、改めてまいります。これにより組織全体としての責任ある対応、そして公平性、透明性の確保を図ってまいります。その取組の一つとして、現在、南阿蘇村、ホームページに掲載されています。村長への直行便、この仕組みを廃止させていただきたいと考えています。議員の皆様にも、是非趣旨を御理解頂き、御協力を頂ければ幸いです。以上で、河内議員から答弁を終わらせていただきます。

○議長 山室昭憲 7番、河内議員。

○7番 河内克也 はい、7番、河内です。村長に御答弁頂きました裁量権について、いい方向で伺うものだと考えております。私もちょうど学校統合関係で、この行政の裁量権というのは、当事者として裁判にも関わりました。まず今回の場合は、良識ある村民の方が、住民監査請求をされ、間違ってますよということで、私費を使い、住民訴訟そして行政訴訟されてきた。私費でやってこられた、そして村も公金を使った、村民の皆さんの税金を使ったということで、本当、みんな行政職員として我々反省すべきところは反省しなければならないという思いで、3回目ですが、この質問を行っています。

そして、今、村長おっしゃったようなことですが、この補助資料の下のほうに、この裁判例を生かし、考慮すべき事項ということでちょっと最後まとめさせていただきます。1番目に、適正な手続をとること。2番目、透明性と説明責任があります。3番目に、平等原則、そして4番目に、比例原則、信義性、権利濫用禁止等、公益に適応しているか等が、考慮すべき事項だと私は最終的にまとめております。申し上げたようにですね、今後はちゃんとしたコンプライアンスを守りながら、ガバナンスをしっかりとやっていきたいと思っております。

最後に今回は一般質問を重要視され、これから全員の新人議員がこの後、村の課題について質問をされます。1議員として1村民としてうれしく思い、エールを送り、私の質問を終わります。以上です。

○議長 山室昭憲 以上で、7番、河内克也議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 1番、丸野隆大議員の質問を許可します。

○1番 丸野隆大 1番丸野です。議長の許可を頂きましたので、一般質問させていただきます。河内議員からエールを頂きまして、今年3月当選したばかりの新人ではございますが、そして、まだまだ若輩ではありますが、村民代表として毅然とした態度で、ただし、行政の皆様とよい協力関係を保てるような、一般質問を心がけていく所存です。それでは、質問をさせていただきます。

今回私が質問させていただく内容は、選挙における投票率の維持向上策についてです。今年の選挙で初当選した新人議員の立場から見た今後の選挙の課題提起を一般質問の場を使ってさせていただきたいと思っております。まず大前提として南阿蘇村の地方選投票率は、全国的にも非常に高い水準と言えます。これはほか自治体に対しても胸を張れることではないでしょうか。しかし、南阿蘇村の村長、村議会議員選挙の投票率は、2005年の86.1%から、今年2月の76.8%へ20年間で約9.3%低下し、前回、2021年の81.3%から、約4.5%低下しました。総務省の選挙啓発事例集や、明るい選挙推進協会の年代別投票率の推移調査などの全国データでは、65歳以上の投票率は高いが、75歳以上で低下する傾向があり、これは身体的制約や投票所へのアクセス難が要因、とされており、南阿蘇村も高齢化率の増加と投票率低下に強い相関があります。2005年投票率86.1%だった年の本村の高齢化率は、29%、今年76.8%の投票率で、高齢化率、44%に上がっております。高齢化率というのは65歳以上の人口の割合になるんですけども、現在南阿蘇村75歳以上の人口もですね、25%と、もう今本村4人に1人が75歳以上というふうに人口別の統計が出ております。

また、投票所の削減も、影響しているのではないかと考えられます。このままでは投票率が70%を切る懸念を感じている次第です。ここで私が問題視するのは、選挙に行きたくても行けない方が増えている、また増えていくのではないかということです。先ほど全国データでは、65歳以上の投票率が高い。と言いましたが、これは高齢の方ほど国民の義務、社会への責任感といった規範意識に基づいて投票に参加する傾向が強いためと言われております。

このように、選挙権は、村民の大切な参政権であり、その権利の行使を希望する方が方々が投票できない状況を減らす対策が必要と考えます。投票率の維持向上の具体策について、実務担当課、総務課のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長 山室昭憲 選挙管理委員会書記長。藤本総務課長。

○藤本哲章総務課長 総務課長の藤本です。1番丸野議員の質問に対しまして、選挙管理委員会書記長として、お答えいたします。御質問の趣旨につきまして、多くの有権者が投票しやすい環境を整備することと、投票所の数の設置の数や、設置環境に関する御意見も含まれているものとしてお答えいたします。

本村におきましては、合併当初、旧村で実施されていた投票所を維持するよう努めてまいりましたが、選挙管理委員会との協議を重ねた結果、現在は村内7か所にて投票所を運営しているところでございます。この見直しに際しましては、法令や設置基準に基づくバリアフリー対応、施設の広さや構造を記載台、投票箱の配置など、投票所としての要件を満たす施設が限られていること、また、投票事務に従事する職員の確保が年々困難になってきていることなど、現実的な制約を総合的に勘案した上で、慎重に判断したものであります。また現状において、投票所の数を増加させることは、安定的な運営体制を維持しつつ、有権者に適切な投票環境を提供するという観点から、非常に難しい状況にあると考えております。これらの判断は選挙管理委員会の意見を尊重したものであり、限られた人員、財源の中で公平且つ効率的な選挙運動ができるように努めてまいりました。近年は期日前投票の利用が増加しております。期日前投票のメリットを生かし、高齢者を含め誰もが投票しやすくなるように、期日前投票の周知と現在運行しております、乗合タクシーを有効活用するなど、期日前投票の利用促進にも取組ながら、投票率の維持向上のための啓発運動にもより一層力を入れ、有権者の皆様1人一人が積極的に政治参加していただけるような投票環境の整備の取組を進めてまいります。また投票率関係でですね、年々投票率が落ちていっております。これにつきましても選挙に関する政治に関する関心をですね、村民の方々、例えば若い人たちもですね、提言していただきますので、それも含めまして統計をとりながら、どのような対策をしていくかは、今後整備して進めていきたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 1番丸野議員。

○1番 丸野隆大 1番丸野です。藤本課長、御答弁ありがとうございました。

投票場を今後増やせないというのは、非常に残念に思いますけれども、その分経費であったり人手の問題というのも、十分、理解ができます。その上で、期日前投票に力を入れていくとのこと、私もこれには大きく賛同いたします。

先ほど乗合タクシーという話も出ましたけれども、例えばほかの自治体ではハイエースやバスを使った移動期日前投票所が活用されております。総務省が移動支援、移動投票所の取組についてという資料や移動期日前投票所の取組事例という資料を総務省が公表しております。これは令和3年の衆議院選の話に

はなりますけれども、熊本県内で八代市、上天草市、多良木町他県でも多くの自治体で活用されているようです。自治体の規模などにもよりますが、国政、国政選挙では、ほぼ全額、地方選挙でも一部は国費負担してもらえるようで、総務省のホームページにも、移動期日前投票所の設置について積極的に取り組んで頂きたいと記述があります。役場のハイエースなどの公用車や、スクールバスを活用すると、比較的低コストで南阿蘇村でも運用できるのではないかと考えます。

また、そもそもこの期日前投票という名称を投票期間という名称に変更するのはどうかと考えます。期日前投票制度、正式には期日前投票制度ですけども、こちらは2003年に従来の不在者投票制度から一部を簡略化する形で独立し、投票手続が簡素化され、利便性も向上、投票率の向上や選挙事務の効率化といった具体的な効果がありました。こちらは先ほどの藤本課長の答弁等も共通するかと思います。そしてこの期日前投票の対象を非常に幅広く仕事はもちろんですけれども、買物やレジャーで不在にする。または、投票日当日の体調が心配なので、体調がいい今日のうちにいっとこうみたいな、そんなことも期日前投票は対象になります。しかしいまだに期日前投票は特別な投票手段と心理的負担を感じている有権者は、これは高齢の方に限らず、若い世代も年代問わずいらっしゃることと思われまます。そこで、期日前投票を投票期間、投票日当日を投票最終日という名称に変えるだけで特別感が薄れ、仕事盛り遊び盛りの若い年代も、体調に不安のある御年輩の方も自分の都合に合わせて投票に行けるのではないかと考えます。現在、公職選挙法の条文内では、期日前投票という名称で統一されておりますが、逆にこの期日前投票という名称を強制する規定は、ないと認識しております。

そこで、改めてお聞きします。あくまで、選挙は、選挙管理委員会が主導なのは承知の上ですし、この移動期日前投票所も、期日前投票の名称へ変更も、あくまで案の一つではあるんですけども、もし、今後、条例の策定や新たな業務等が必要になる場合、実務担当課でもある総務課には是非前向きに御協力頂きたいと思っておりますが、その辺り、お考えをお聞かせください。

○議長 山室昭憲 藤本総務課長。

○藤本哲章総務課長 はい。丸野議員ありがとうございました。今現在ですね出前投票場というのは基本にございませんけれども、福祉施設、老健施設にですね、そこの長が承諾を頂ければ、選挙事務所をそこに置いて投票ができるということはございます。ただ今回はその利用がございませんでしたので、投票率が若干下がってるのかなと思います。

またそういうところも徹底しながらですね、各施設機関等と調整しながら、投票のですね、投票率が上がるような方向で検討していければと思います。そ

れとあと投票期間っていう名目もですね、ちょっと関係法令を見てから、担当者と調整していきたいと思いますけれども、いわゆる期日前投票は固過ぎると思います、今私たちもですね、その前は不在者投票とか、いろいろな案件があって、今はこう結構幅広く言われたとおりですね、対応ができるようになっておりますので、その辺もうまく若い人たちが投票にこられるような、柔らかい言葉でですね、選挙に来ていただけるような、そういう場所を提供していきたいと思いますので、今後とも御協力のほうよろしく願いいたします。以上答弁終わります。

○議長 山室昭憲 1番、丸野議員。

○1番 丸野隆大 1番丸野です。藤本課長前向きな御答弁、本当にありがとうございます。今年2月の選挙運動、私は初挑戦のことばかりで、多くの学びがございました。応援の言葉もあれば、中には厳しいお声も頂きました。しかし1番心に残っている言葉は、あなたに投票したい。だけど、年をとった私には投票所が遠くて行けない。投票所が遠くて行けないのは、村から見捨てられた気持ちになる。この言葉が、選挙運動を通して1番私の心に今残っている言葉です。

総務省の選挙権、被選挙権の性格という資料の中に、選挙権が国民の最も重要な基本的権利の一つである。という文言がございます。つまり、身体的制約や交通アクセスが原因で選挙に行きたくてもいけないのは、人権にも関わってくるのではないのでしょうか。投票率76.8%という数字を見ると、確かに南阿蘇村は高水準です。しかしその高水準の裏には、大切な権利を行使できない村民の方も確実にいらっしゃいます。再三言っておりますが総務課はあくまで選挙管理委員会の決定に基づき、選挙の実際の運營業務を担当する実務部署、このことは承知しております。また、経費や人手の問題も、理解した上で、先ほど藤本課長にもおっしゃっていただいたようにともに対策を練ってもらえればと思います。

以上のことを踏まえて最後に一つ最後にお聞きします。こういうふう選挙に行きたくても行けない方が村内にいらっしゃる。そして、その方々のための対策をとることが、人権を守ることにもつながるのではないかということ。最後にこちらについて、実務担当課としての考えをお聞かせ頂きたいと思ます。以上です。

○議長 山室昭憲 総務課長。

○藤本哲章総務課長 はい。ただいまの御質問にお答えいたします。担当課といたしましてもですね、そのような意見があったということを重ね認識した上でですね、投票にこられるような施策、また基本的権利というものを守りながら、高齢者の方々に優しい選挙投票ができるようなですね、場をちょっと設け

ていきたいと考えております。ただ、その辺につきましても、まず選挙管理委員会との調整の中で進めていきたいと思っておりますので、その件につきましても、御協力のほうよろしくお願いいたします。以上終わります。

○議長 山室昭憲 1番、丸野議員。

○1番 丸野隆大 ありがとうございます。私まだまだ、この通り若輩ではありますけれども、議員に立候補したとき最初に考えたのがやはり地元のお年寄りたちに、小学校の登校中なんか見送っていただいたり、そういったことがやはり記憶にあって、それを議員になるときに改めて思い出して、やっぱ自分と同じ若い年代はもちろんなのですが、やはり自分を見守ってくださった高齢の方々のためにも、この村よくしていける一助になればと思って立候補いたしました。

今回、御答弁の中で前向きな御答弁を頂きましたので、本当に私も協力して、より、村の御高齢の方も、選挙権という大切な権利行使できるようにしてまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。これで質問を終わります。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 すいません。質問はされておりませんが、今の議論を聞かせていただきまして私から一言申し上げさせていただければと思います。

丸野議員初めての一般質問ありがとうございます。投票率という切り口で、御自分の体験もそして踏まえながら、その投票率の裏に隠されたというか、見落としがちな、なおなき声をですね、しっかりと拾い上げる政治活動をされているんだなということで私も感銘いたしました。私も丸野議員と同じ世代、30代前半で村会議員を経験しました。やはり、そういう問題意識を強く持って日々活動していただくことが、村民の皆様にも政治に対して身近に感じていただく、それが、長い目で見ると、やはり投票率にも影響してくると思います。しっかりとそういった若い世代、そして地域の声を集めながら、公の場で、しっかりと質問していただく、そして我々もしっかりそれに対して、行政の立場、そして政治の立場でこれからも前向きな議論をさせていただきたいと思っております。そして私も、選挙の際は、やはり、村民の方から、高齢化層高くなると行政が最近冷たいと、優しい行政を目指してほしいという声をたくさん頂きました。それも私もとても心に残っています。

今村長になって3か月、しっかりとですね、職員の皆様にも協力を求めながら、先ほど河内議員からの裁量権の話もありますが、そこを守りながら、しっかりと村民に寄り添う行政を目指してまいりますので、今後とも、前向きな御提案をちょうだいしたいと思います。今日はありがとうございます。ご質問ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 以上で、1番、丸野隆大議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 ここで、13時まで休憩をいたします。再開は午後1時より
しくお願いいたします。

-----○-----

午前11時53分 休憩

午後13時00分 再開

-----○-----

○議長 山室昭憲 休憩前に引き続き会議を再開いたします。2番、工藤眞巳議員の質問を許可します。

○2番 工藤眞巳 はい、2番、工藤眞巳です。議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。初めての一般質問で、いささか緊張しておりますが、南阿蘇村の発展につながる有意義な質問となるよう努めてまいり所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、私は、事前通告にも記載しておりましたとおり、ふるさと納税の具体的な戦略及び財政健全化と自主財源確保について質問をいたします。

まず、ふるさと納税についてでございます。太田村長が掲げる七つの公約の3番目に、ふるさと納税は2年で10億、4年で20億、村にもう一つの財布をつくと掲げられております。私もふるさと納税制度を活用することは、村の財源確保において、有効な手段であると考えております。つきましては、現状の約5倍という大幅な増額を実現するために、現段階で明らかになっている具体的な戦略についてお伺いいたします。特に、寄附者の多くが返礼品を重視する状況を踏まえ、南阿蘇村ならではの、魅力的な返礼品に関する具体的な方策やその準備状況について、あわせてお伺いいたします。

次に、本村の財政健全化と自主財源確保についてでございます。本村の歳入の約半分を国からの地方交付税が占める状態において、合併算定替終了後の自主財源確保は、喫緊の課題であると認識しております。過去には熊本地震からの復旧復興の道半ばでありましたが、行政改革審議会や使用料等審議会を立ち上げ、利用者負担の原則から、これまで無料だった公共施設の使用料有料化に取り組まれた経緯も踏まえ、太田村長が考える南阿蘇村の財政健全化に向けた具体的な道筋と、自主財源確保に関する今後の方針について、改めてお聞かせ願いたいと存じます。以上2点につきまして、村長の答弁をお願いします。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 はい、2番工藤議員の御質問にお答えさせていただきます。まずふるさと納税の具体的な戦略についてお答えいたします。先ほどの午前中の所信でも申し上げましたが、ふるさと納税は、切り口に私はこの村の財政再

建と、そして農業振興、そういったものを一体的に取り組む、切り口としてふるさと納税を大変重要視をしている、ということで、今までできていなかった部分を、高い目標を持って取組たいということで、目標を掲げております。それを踏まえまして、答弁をさせていただきます。

ふるさと納税に関する取組は、地域の特産品やサービスを通じて、村の自主財源を確保し、地域振興を図る重要な施策です。私が公約で掲げた、目標額の達成と、他の公約への還元に向けて優先的にスピード感を持って取り組むこととしております。そのため早速、4月の人事においては、担当審議員を配置し、その流れで4月30日に宮崎県の都農町、そして同じく宮崎県都城市、また5月22日には茨城県の行方市へその担当者とともに、私も一緒に先進地視察を行いました。

宮崎県都農町におきましては、まずふるさと納税制度導入直後より、民間企業の楽天に職員を派遣し、いかに町の知名度、アピールするか。そしていかに在庫管理をしてものをそろえるか。そして年2回の山場となるお盆と年末に合わせるといった、ふるさと納税における商売のいろはを指導していただいたとのことでした。そこで商品ラインアップについては、制度改正前の売れ筋でもあった。うなぎを返礼品の対象とするため、うなぎ加工場をですね、都農町に誘致するなど、ないものは、呼ぶか、新たにつくればいいという、町長の発想とリーダーシップで商品開発を進めながら、町の知名度の向上のため、シティープロモーションにも力を入れ、特に東京圏内都市圏でのPR活動を強化するなど、その他さまざまな民間的な考え方を取り入れた取組が行われていました。

また、御存じのとおり日本一の納税額を誇る都城市におきましては、知名度が低い当事者間では低いとして、ふるさと納税をPRのツールとして活用することで、対外的PR、地場産業活性化、収入の増加、職員意識の改革につながったとのことでした。これは結果的に税額が増えたということで、その手前の部分でのPRがとても重要だということ、市長からも、御指導頂いたところでございます。特にPR活動を地場産業活性化については、地域内における149の返礼品提供事業者が資金を拠出し、ふるさと振興協議会を設立運営しており、返礼品提供事業者が、広告宣伝やファンづくりのためのイベント参加、出展を行うことで、PR活動並びに商品販売増額により、地場産業活性化につながっていました。

また、茨城県行方市におきましては、市営施設を管理運営する、行方市開発公社が赤字続きだったこともあり、公社を解体し、新たに行方市まちづくり推進協議会を立ち上げ、ふるさと納税の管理運営業務を行っております。当機構を通じて販売するメリットは、商品の価格を自社で決めることができ市場ニーズに迅速に対応できるとのことでした。機構の特産品販売業務では、OEMで

農産品、こちらは特産品がサツマイモで、6次化に取り組むなど、販売強化に取り組まれているということでした。

いずれも自治体も知名度の向上のため、PR活動、商品開発管理の重要性、職員体制の強化、について御指導頂いたところでございます。その上で、本村におきましても、その戦略を明確にし、効果的に活用する必要がありますので、これまでの運用方法にはこだわらず、特色のある返礼品を数多く設定したり、委託業者の見直しや連携強化も含めて大胆に改善を試み、稼げる村を目指してまいります。

具体的な戦略として、まず地域特産品や返礼品のラインアップの充実が挙げられます。現在南阿蘇村の主要返礼品となっている米や肉以外につきましても、地元の生産者や事業者と連携するとともに、南阿蘇村農業未来公社との連携を強化し、OEMによる新たな商品開発を進めてまいります。また、地域内事業者との連携を強化し、新たな商品づくりに取り組むとともに、地域内における取扱いがない商品などについては、企業誘致など、積極的に取り組んでまいります。寄附者にとっても魅力的な返礼品になるよう、多様な選択肢を提供することで、新たな寄附者並びにリピーター獲得にもつなげていきたいと考えております。

次に、選ばれる村、南阿蘇村の返礼品を購入していただくためには、本村と魅力ある返礼品を認知していただく必要がございます。そのため、阿蘇というブランド力を生かし、地域の魅力を最大限に引き出した村や、返礼品のPR広報活動を強化してまいります。具体的には、楽天、ふるナビ、ふるさとチョイス、さとふる、といった4大ポータルサイト、特に本村のふるさと納税の7割の実績を誇る楽天ポータルサイトでは、南阿蘇村の返礼品が上位にランキングされるように、バナー広告を可能な限り展開したいと考えています。さらに、南阿蘇村ふるさと納税特設ホームページ、ECサイトを作成し、南阿蘇村の環境保全の取組や、生産者を紹介するなど、ホームページ、SNSを活用し、地域の特産品や観光地の魅力を発信することで、寄附者に対してアプローチを行ってまいります。ふるさと納税の申込みはインターネットを通じた申込みが主流となることから、SNSの発信にもしっかりと力を入れてまいります。あわせて、観光局やあそ望の郷とも連携し、特に大都市圏である関東エリアを中心に、イベントやフェスを通じて直接的なPR活動も展開したいと考えております。

しかしながら、村のPR商品の拡充開発には時間を要することから、まずは現在、返礼品が不要な企業版ふるさと納税の拡大に向け、私自ら、村のPR、トップセールスマンとして既に企業へふるさと納税の御案内を行っているところです。先日も名古屋、そして今月は大阪ということで、それぞれの熊本出

身者の会、県人会にもお邪魔して、そういうタイミングをとらえてのPR活動もしっかりと行っているところでございます。

またふるさと納税の取組強化や、これまでの戦略を見直し、より効果的な運用を図るため、4月より、ふるさと納税特命を配置したことは既に申し上げたとおりであります。特命職員は、地域の特性やニーズに応じた戦略を立案、実行する役割を担います。具体的には先ほどより申しております。村のPR、商品開発等における中間業者、村内事業者などとの調整、地域資源の発掘やプロモーション活動、寄附者とのコミュニケーションの強化など、多岐にわたる業務を担います。特命職員が中心となり、地域の魅力を最大限に引き出すことで、寄附者に対してより魅力的な提案を行い、寄附の増額を目指しております。専従職員がいることで迅速な対応が可能となっておりますので、今後寄附額の増額と体制強化に向け、行財政改革における組織機構の再編にて、ふるさと納税の専門部署の必要性についても視野に入れながら、検討を重ねてまいります。

ふるさと納税額については、2年で10億、4年で20億、先ほど工藤議員からも御紹介頂きました。が私の目標であります。本年度におきましてはまず8億を目標としております。既に本年度から、ふるさと納税管理業務委託における中間業者についても、業務内容の見直し、改善目標を達成に向けた取組を強化を指示しているところであります。現在、毎週売上高を村長に報告するようにも指示をしているところであります。次年度以降は、中間業者選定についても、プロポーザル方式を導入し、業者選定についても、1から見直しを行うこととし、販売強化を進めてまいります。以上が1問目、ふるさと納税倍増計画に関する取組についての私からの説明、答弁であります。今後の地域の魅力を発信し、多くの方々に、ふるさと納税を通して、南阿蘇村をしっかりと選んで頂けるよう、一層努力をしてまいります。

続けて財政健全化と自主財源確保についてお答えいたします。本村の歳入の約70%は、地方交付税や国県補助等の依存財源が占めており、不安定な世界情勢の影響による原油原材料価格の高騰や、物価高騰の影響で、企業や個人所得の上積みを期待することは難しく、自主財源の根幹である村税の税収増を見込むことは、困難な状況となっております。

一方、令和元年度決算において、財政構造の弾力性を示す経済経常収支比率が100.5%と、極めて硬直した財政状況となり、少しずつ改善をしているものの、令和5年度決算でも95.4%、と高い比率で推移しています。熊本地震関連事業に係る地方債償還が本格化した中で、さまざまな施設整備事業の地方債償還も加わることから、令和7年度の財政見通しは今以上に厳しい状況になると見込まれております。

このような中、財政健全化に向けた動きとして、令和3年度に策定した財政

改革計画をさらに推進するため、現在新たな計画の策定を行っております。この中で、人件費の抑制、公の施設の統廃合、事務事業の抜本的な見直しなど、中長期的な歳出削減目標を個別具体的に示すこととしております。

また、持続可能な行政運営には、依存度の高い交付金や補助金だけでは、財政の安定が確保できないことから、まずは全庁的な取組として、さらなる未収金対策の強化を図ります。あわせて、私の公約の中にありますとおり、ふるさと納税制度の積極活用、企業誘致、地域資源を生かした産業振興に力を入れてまいります。具体的にはこれから開催する南阿蘇村みらい会議での多様な意見を取りまとめ、今年度策定する村の第三次総合計画にも反映させ、実行に移すことで、税収の安定化を図り、自主財源の確保に努めてまいります。

なお御質問にありました公共施設の使用料有料化に取り組んだ経緯ですが、行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性と透明性を確保する、受益者負担の適正化を図る目的で、各審議会を経て有料化したものと認識しております。これに関しましても今年度の行財政改革、行財政計画策定の過程の中で、継続的に審議してまいります。私は選挙公約で掲げた中で、村民負担の軽減を訴えてきました。そことの兼ね合いも考えながら、議論をまとめてまいりたいと思います。

こうした取組を通して、限られた人員と財源の中で、持続可能な行政運営を行ってまいります。以上で、2番工藤議員からの質問に対しての答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 2番、工藤眞巳委員。

○2番 工藤眞巳 はい。2番工藤です。答弁ありがとうございました。ただいまの答弁を受け、私から、南阿蘇村の農産物、加工品、特産品開発、ふるさと納税の進捗管理、そして、制度のデメリットの対応について、改めて村長の見解をお伺いしたいと思います。

まず、私は村の農産物や加工品、特産品開発がふるさと納税の返礼品としてだけでなく、一般市場においても高い価値を持ち、住民の所得向上に直結するような形を目指すべきであると考えます。ふるさと納税はあくまでもきっかけであり、地域経済の活性化につながる商品を生み出し、それが住民の所得向上、ひいては村の自主財源の伸長へつながる持続可能な仕組みを構築することが重要ではないでしょうか。この点について、村長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

特に、住民の皆様と一緒に、商品開発を進めるための具体的な方策や外部の知見やノウハウをどのように活用していくか、お聞かせください。

次に、ふるさと納税を現状の5倍に増やすという大きな目標を達成するためには、明確な進捗管理と客観的な評価指標、KPIの設定が不可欠であると強

く感じます。具体的にどのようなKPIを設定し、定期的に進捗を管理していくお考えでしょうか。また、目標達成に向けた具体的なステップや、万が一目標に届かない場合の対策についても、現段階でのお考えをお聞かせ願えればと存じます。

最後に、ふるさと納税は、地方自治体にとって貴重な財源確保の手段であることは間違いありません。しかしながら、その一方で、制度改正が頻繁に行われ、そのたびに、システム改修や、事務作業の増加といった負担が自治体側に生じていることも事実です。これらのデメリットに対し、村はどのような認識をお持ちでしょうか。特に、頻繁な制度改正への対応策として、どのような情報収集体制やシステム面の準備を進めていらっしゃるでしょうか、お聞かせください。

また、返礼品競争が激化する中、村の持続可能なふるさと納税戦略をどのように構築し、自治体として、実入りを確保していくお考えなのか。村長の見解をお伺いします。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 はい。追加の質問ありがとうございます。まず、私も冒頭申し上げたように、ふるさと納税は万全、であると、全てであるというふうな思いではございません。これはあくまでもきっかけでありまして、手段であります。このふるさと納税を発信する、使うことで、先ほどから申し上げた村の農産物の商品開発であるとか、農家の皆さんの所得の向上、それが村民の所得の向上にもつながるという意味で、販売の一つのツールというふうに考えております。これをきっかけに、村のPRであるとか、そういうものを力を入れることで、そのおまけとして税収が増えるというところに私は価値を置いておりますので、売上げを上げることが目的ではありません。ですから先ほど工藤議員から御提案があったような、納税、商品開発をしたものも、もちろん、この村の中でも流通してもいいと思います。販売してもいいと思います。そういった柔軟な対応をしっかりとしてまいりたいと思います。

そして進捗状況の確認ですが、先ほど申し上げましたが、現時点でも、毎週の売上げを私のほうに報告をしていただいております。そういう細かな、数字の積み重ねも、しっかりと私自身管理をしますが、現在の中間管理業者、とのコミュニケーションをもっと頻繁に重ねていきたいと思っております。現在そこは今、担当審議員が担っておりますが、場合によって私も一緒に入りながら商品開発、そして、数値目標の設定、今年は8億を各社には、目標として掲げて提案をしております。これがある時点で、目標が難しいということであるならば、もうこれまでの中間業者を見直すということも先ほど答弁で述べさせていただいたとおりでございます。

これだけの村のポテンシャルありながら、今まで4億台、ということ自体が私としては、やり方がまずかったんだろうという認識でおります。しっかりとやり方を見直しながら、そして目標を高く掲げることで、必ず目標はクリアできると自信を思っております。ですから、まだ現時点でそれができなかったことの考えまでは、頭の中にありません。まずは、できるように、何がすべきか。そのだけを考えながら、今、担当課とともに知恵を出し合い、そして政策の実現を実行をしているところでございます。

あと最後の質問をもう一度すいません。

○2番 工藤眞巳 制度改正の体制です。

○村長 太田吉浩 はい。制度改正は、やはり都会の税収が地方に、流出するというような問題もはらんでるために、度重なる制度改正があったのは事実でございます。しかし、もうこれだけ地方、お隣の高森町さんもそうですが、これだけ地方の元気のある自治体はふるさと納税を大きな自主財源として、いわゆる当てにして、施策を打っています。総務省の変更はあるとはいえ大きな制度廃止などは考えられないと思います。そういった国の情報は、私の今までの政治経験、そして人脈で、随時、情報を仕入れながら、国の制度改正には柔軟に対応し、そして、しっかりと対抗策を練りながら、村としての自主財源確保に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長 山室昭憲 2番、工藤議員。

○2番 工藤眞巳 はい。答弁ありがとうございました。ふるさと納税制度のですね、光の部分とといいますか、いい部分をですね、しっかり最大限に活用していただきまして、制度改正などの影の部分もでございますので、そちらも適切に対応していくことが稼げる村づくりにつながるのではないかとこのように考えております。ふるさと納税がですね、皆さんのですね建設的な議論が進むことを期待して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 工藤議員ありがとうございます。しっかりとやはり制度には光と影がございます。しかし、しっかりとそれを対応しながらですね、この村のこの現状を打開するためには、私はこのふるさと納税に全力を注ぐことが、1番の突破口であるということで、選挙戦を戦ってまいりました。しっかりと制度を理解しながら、そして、マイナス部分、デメリットのところも、そういうしっかりと対策を立てながら議会とも相談を重ねながら、目標を必ず実現したいというふうに思っております。引き続きの、御指導と御協力をよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 以上で、2番工藤眞巳議員の質問を終わります。

- 議長 山室昭憲 3番、山本涼子議員の質問を許可します。山本議員。
- 3番 山本涼子 3番山本涼子です。議長一問一答の許可を願います。
- 議長 山室昭憲 許可します。
- 3番 山本涼子 ありがとうございます。今回は二つの質問事項がございます。本日も持ち時間を有効に使わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず一つ目は、水環境への取組についてです。太田村長は、幼少時南阿蘇に遊びにいらっしゃった際、白川で川遊びや魚釣りをして遊ばれた記憶はございますか。3月の議会で、私は南阿蘇村の財産である水源についてとり上げさせていただきました。石油はなくても生きてはいけるが、水がなければ、世界は10日で終わると言われているとお伝えいたしました。水は生命の源であると言われますが、そのはず人間の体の約70%は水でできているそうです。生きる上で、私たちにとってかけがえのない水ですが、資料の絵にありますように、水は地球の持続可能なシステムで循環し、私たち人間や動植物、地球環境に潤いを与えてくれています。

昨今、TSMC誘致でわく熊本県ですが、その反面、川や地下水の汚染の問題も取り沙汰されております。熊本は地球環境にとって、水俣病という黒歴史があり、公式確認から69年たっても、いまだに全面解決できておりません。県内小学校の高学年になると、水俣病について学ぶ時間があり、見学旅行で、現地を訪れます。その記憶がしっかりと残っている県民にとっては重大な問題であります。

そこで、最近、環境汚染問題でよく耳にするようになりました。PFAS、いわゆる有機フッ素化合物についての認識と、TSMCなどの半導体工場や産業廃棄物処理場による水質汚染の問題について、村長のお考えをお聞きいたします。

南阿蘇村は、阿蘇山の恩恵を受け、私もミネラル豊富な水を毎日ありがたく頂いております。ですが、補助資料1枚目の自然の循環の絵にありますように、水は地球上で循環しています。下流域で起きている問題は他人事ではないということです。昨年、南阿蘇村に移住してみえた方と御縁を頂き仲よくさせていただいておりますが、その方のお孫様が遊びにこられたときの話を聞きました。昆虫博士であり、魚釣りが大好きなお孫さんは、おじいさんおばあさんの暮らす、自然豊かな南阿蘇で魚釣りができると、いきようようと釣りぎを持っていらっしゃったそうです。しかし、白川で糸をたらすものの全く釣れず、川上へ川上へと移動し、結局山に入り、沢でようやく小さな魚が釣れたとのことでした。お孫さんの話を聞いていない。私も時々、白川にかかる橋の上から川を除き込んで見えています。残念ながら、今のところ魚は目視することはできており

ません。水清ければ魚棲まずの比喻もありますが、私が南阿蘇村に来てすぐと今では、蛍の数も激減しているように感じています。

補助資料にあります実験写真は、台所用合成海面活性剤の洗剤と、無添加石けんを同じ濃度で鯰が泳ぐ水槽に入れ、実験したものです。合成海面活性剤のほうの水槽の鯰は、苦しんで水槽から飛び出そう飛び出そうと暴れますが、3分後は静かにそこに沈みました。調べていただくとユーチューブに動画がありますので、是非検索ご視聴頂ければと思います。

私たちが生活の中で当たり前のように使っている合成洗剤や、農薬、除草剤、油脂類、化学肥料は実は下水道処理施設や合併浄化槽では処理はできないそうです。つまり、そのまま川や海に流していることとなります。自然の循環で水は地球を潤してくれていますが、人間の生活の在り方が変わってきたことで、地球の微生物や鉱物による浄化作用も限界を迎えているように私は感じています。

昨年そしておとしと南阿蘇のアスペクタで、水への祈りのイベントが開催されました。世界水まつりです。日本だけでなく、世界中の方が参加された大々的なものにもかかわらず、村民の参加は少なく、また、多くの方は御存じありませんでした。そのプロジェクトチームの創設者である。江本勝氏の書かれた水からの伝言という本があります。水は、言葉や音などを読み取っているということが、氷結結晶写真から分かります。補助資料にも許可を頂き、載せさせていただいておりますが、上流の水の氷結結晶はきれいですが、下流になると、形が崩れてしまっています。阿蘇の恩恵を受け、地下水が豊富な熊本、そして水が生まれる南阿蘇村、豊かな自然に感謝し、環境を守り、自然を生かした新しい未来への土台づくりが必要なときが来ていると思います。

村長の御意見、それから、水環境へ配慮する新しい取組が既がありましたら、御教授ください。よろしく願いいたします。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 3番山本議員の御質問にお答えいたします。質問事項、水関係の取組についてお答えいたします。

村の認識としては現在水道水における有機フッ素化合物の検出原因は、主に水源の上流域に存在する工場や廃棄物処理場などから、有機フッ素化合物が漏れ出し、地下水に購入することが一般的に考えられます。このため、地形的要因を考慮すると、村の水道水における検出の可能性は、低いと認識をしています。

しかしながら、村の水道の安全性は何よりも重要であるとの認識のもと、令和6年8月には、他市町村に先駆けて、全ての水源地の検査を実施した結果、有機フッ素化合物は検出されませんでした。加えて、本年度も9月に再度、検

査を予定しております。今後も継続的な検査を実施してまいります。また水道水の水道法の規制を受けない、飲用井戸、特に個人や事業者が所有する、飲用井戸に関しては、前述の有機フッ素が地下水に混入する原因、が、要因が理解されているためか、現在のところ、担当課に不安の声はほとんど届いていないという、報告を受けております。

このような状況を鑑み、熊本県では、飲用井戸の有機フッ素化合物検査費用に対し、その一部を補助する事業を今年度から開始しています。村でも同様の補助事業を実施するための予算取りや制度設計に前向きに取り組むよう、担当課に指示をしたところでございます。

なお、有機フッ素化合物の水質検査費用は1件当たり数万円と高額であることも、担当課から報告を受けております。最後に、その他の人体に影響を及ぼす可能性のある化学物質についても、水道法及び厚生労働省の基準に従い、村の水道水では毎年定期的に検査を行っており、近年において基準を超える事例は見られておりません。以上で1問目の答弁とさせていただきます。

○議長 山室昭憲 3番、山本議員。

○3番 山本涼子 はい、ありがとうございます。PFASはたくさんある有機フッ素化合物の総称であり、補助資料にもありますように、1万種類以上の物質があります。その中でも、PFASは幅広い用途で使用されてきましたが、発がん性、機能障害、免疫系などへの影響が懸念されるとして、現在では、国内での使用製造が原則禁止されています。全国の川や地下水、水道からも検出されていますので、原則禁止ではなく、禁止としていただきたいものです。魚や蛍が暮らしやすい環境に戻していく必要があると思います。南阿蘇村だけでなく、南阿蘇地域全体で連携し、豊かな自然環境を未来につなげるためには、行政が、率先して取り組んで頂きたいと思います。恩恵にあずかるだけでなく、1人一人が感謝を持って行動していくことで、持続可能な地球の自然環境は守られます。太田村長のリーダーシップに期待したいと思います。よろしくお願いたします。以上です。

○議長 山室昭憲 3番、山本議員。

○3番 山本涼子 次に、村民の健康な暮らしについて質問させていただきます。突然ですが、村長は何歳ぐらいまで生きたいと、目標はありますか。資料ナンバー3、令和4年の平均寿命と健康寿命のグラフに示されているように、平均寿命と健康寿命の差、男性が8.48歳、女性が11.64歳もの、開きがあります。高齢者の方が生き生きと老後を暮らせるようないろいろな取組を村でも支援されていらっしゃると思いますが、その中の一つかと思えます。

先日、お誘いを受け、オレンジカフェに参加させていただきました。実はよ

く分からずに参加しましたが、認知症カフェという名称で、しかし、認知症の人だけではなく、高齢者も若者も参加して、お茶やコーヒーを味わい、おしゃべりを楽しむという場所でした。座ったままでできる簡単な体操を専門の先生が音楽とともに楽しく御指導頂く時間もあり、参加された皆さんが笑顔で楽しんでいらっしやいました。月2回、午前中の2時間開かれるとのことでしたが、人々が集い、笑顔で過ごせる場所があることが大切だなと改めて感じました。

しかし、私たちはコロナ感染症の流行の際には、人が集まることに制限を受けて暮らすことを余儀なくされました。1番の犠牲者であったのが子どもたちだったと思います。マスクの強制着用、それぞれの机の上に立てられた飛沫防止シート、黙食、楽しみにしていた行事、修学旅行、運動会、この日のために日々練習に練習を重ねてきたスポーツの試合、中体連や高校総体、そして甲子園などが中止となり、たくさんの青春の1ページが白紙となりました。

そんな中、救世主のようにあらわれたのが、新型コロナワクチンですが、振り返ってみますと、疑問が湧き上がってきました。資料3の②新型コロナワクチン追加接種回数のグラフを見てみますと、日本人の民族性が出ているように感じます。真面目で勤勉で人を疑わない優しい人が多いのだと。そして、真面目に副作用に耐えながらも接種したワクチンでしたが、その効果はあったのか。資料3-3から5のグラフでも分かるように、ワクチン接種が始まったにもかかわらず、死亡者が増えています。2023年の死亡者数は、1年間で山梨県民の数と同等の人がお亡くなりになられているとのこと。そして、南阿蘇村でも数字としてあらわれていました。資料3-4南阿蘇村人口動態の表を御覧ください。死亡者数のところですが、月平均が、ワクチン接種以前が13名に対し、ワクチン始まってからは15名になっています。月で見ても、多い月では20名を超えています。

また、全国そして近隣の町村で死亡との関連が深い可能性があるワクチンロットを南阿蘇村でも検証してみました。それと同じ傾向にあることが分かりました。注射器であらわしてみました。注射器の下に表示されているのが、ロット番号です。接種した人々の人数を100%とし、そのロットを接種したが、現在御存命であるか。健康推進課に依頼し、調べていただきました。みどりの駅の割合の方はお亡くなりになっていらっしやいます。表示のロットの接種が100%原因であるとは断言できませんが、全国で同じような結果が出ていることをここではお伝えしたいと思います。

そして、子どものワクチン予防接種も年々種類が増えて、そして複雑化しているように感じます。戦後始まった母子手帳による健康記録の管理に沿って、ほとんどの保護者は子どものためだとワクチン接種を受けます。私もその1人でした。新型コロナ接種による死亡者は、国が認めただけでも1,000人を

超え、そして副作用で今も苦しんでいる方がたくさんいらっしゃいます。このことを踏まえ、これから村として、子どもたちの予防接種には慎重に考えていただきたいと思いますが、遺伝子組換えワクチン接種についての村長のお考えをお聞かせください。

私の尊敬する人にテニスプレーヤーのジョコビッチがいます。彼はトップアスリートとして、王者として、何より自分の体を大切にしています。体に入れるもの、つまり口から入れる食べ物には1番気を使っているそうです。ですので、コロナ禍での開催だった4大会の連覇のかかった試合でも、出場条件であったワクチン接種を拒否し、大会に出場しませんでした。それだけ自分の体に入れるものは自分の考え、そして責任を持って判断していることが分かり、世界中にその考えが拡散されました。私たちの体は食べたものでつくられます。食べたもので健康にもなれるし、病気にも簡単になります。個人的には日本食の御飯とみそ汁がスーパーフードだと思っていますが、現在は忙しさの余り、簡単や手間いらずなどをうたったインスタント食品があふれ返っています。実は日本は添加物大国と呼ばれており、1,500種類もの添加物が許可されています。ちなみに、アメリカでは133種類ほど、ヨーロッパではさらに少なくその10分の1程度だそうです。

そして、日本は薬の消費大国でもあります。世界の3分の1の薬を消費していると言われていています。戦後、食生活が変わり、また、添加物の使用が増えた結果、がんが台頭し、今や2人に1人ががんを発症する勢いです。そして、糖尿病、高血圧も同じ勢いで増え続けています。病気と診断されると薬が処方され、薬の消費がますます増え、受け入れる病院も増加、医療費も増え続け、そして間もなく国民健康保険も値上がりしますが、まさに負のループに陥っているように感じています。

コロナ感染で私も悲しい思いをしましたが、これを機に、私たちは生活を見直すときではないかと感じています。南阿蘇村の村民が心身ともに健康で生き生きと暮らすためには、個人個人の意識が1番大切ではありますが、村民をリードする行政、そして何より、首長の力量にかかっていると思います。日本の人口、南阿蘇の人口もどんどん減少してきました。南阿蘇村は独自で、村民の健康と暮らしを守るために、新しい視点での変更の学びを取り入れていく必要があると思います。太田村長は、これを踏まえ、村民の健康な暮らしのためにどのような取組を考えていかれますか。よろしく願いいたします。以上です。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 はい、山本議員からは、村民の健康な暮らしについての御質問でございました。私は何歳まで生きたいかというような御質問ありました。できれば長く生きていきたいと思いますが、村長職の日々の中で、気を使い、

頭を使い、少し自分の寿命はどんどん縮んでいるような気はいたします。しっかりと自分の健康も大事にしながら、村民のために仕事をさせていただきたいと、引き続き思ったところでございます。

はい。それでは答弁をさせていただきます。本村の令和7年3月31日現在の高齢化率は、44.1%でございます。平均年齢は54.8歳、令和6年の出生者数、生まれた子どもの数は43名であります。健康な暮らしについては、生活年齢等に個人的な差異が生じる上、困り事のないことの有無等も含めれば、単に体の健康ばかりではなく、やはり議員御指摘のような、住環境等での影響も、小さくないというふうに認識をしております。当然そこに行政が関わってくるということでございます。

また、村民の生活をしっかりと利用する立場である私の考えとしましては、村民の健康的な暮らしについては、まず私自身先ほど申し上げた自分自身がまだ健康でなくちゃいけないという思いもしっかり考えているところであります。まずは自分が、そして家族がそういう、ところでの健康づくり、まずは家庭からというところを大事にしているというところで御理解頂きたいというふうに思っております。

今日の医療保険制度では、75歳に到達すると、それまでの加入の国民健康保険、社会保険、共済組合の被保険者に関係なく、後期高齢者医療保険の被保険者にかわります。本村においては最新のまとめが令和5年度の資料になりますが、後期高齢者医療保険者数が2,353名、1人当たりの医療費が100万328円、であります。この金額は、熊本県内において18番目の高さとなっております。高齢期になっても、健康づくりはもちろん大切ですが、働き盛りのときから体を大切にすることが、生涯現役、健康寿命の延伸につながると本村では考えております。このことから、村民一人一人の健康意識の底上げ、先ほど議員おっしゃった、口に入れるもの、そして意識、そういったもののそれぞれの村民の皆様の意識を底上げする。そして、将来高齢化が進むとしても、持続可能な元気な村づくりの観点からも、担当課である健康推進課だけでなく、村内事業者との連携等がより一層必要になってくると考えております。いわゆる村をあげて健康づくりをしていこうということでもあります。

その一つの取組として、今検討しておりますのが、村内にあります。観光施設でもあります阿蘇ファームランドさんとの連携であります。先月創立30周年を迎えた、健康をテーマにした健康施設であります。その中には食、運動、健康測定、温泉といった、それぞれの組合せた、現在健康プログラムが、研究者等の知見をもとにして展開をされております。私も先月の30周年記念式典の御案内を受けまして、地元村長として、お邪魔をさせていただきました。その際施設を拝見させていただきましたが、とても昔遊びに行った頃とは違うで

すね、もうとても大学とか研究所のような形と申しますか、とてもエビデンスをしっかりと大事にされて、有識者の方たちとの連携もしながら、食と、そして健康そして客観的に自分自身の健康を測定するというような施設も、しっかりと完備されておりました。私自身も、歩く姿をですねカメラにとって、それを客観的に見るというような歩き方のそういうテストを受けたんですが、なかなか自分で事歩く姿っていうのは、47年生きておりますが余り経験したことがないことでありましたが、新たな発見気づきもありました。

先ほど来ありますように、やはり75歳からの後期高齢者医療保険の制度に向けて、現在、健康推進課としては、取り組んでいるのが60歳からの15年間をいかに健康に過ごすかというところを、今、担当課はしっかり考えております。そういった中で村でそういう施設があるというところと連携を結びまして、例えばですが、そういったパビリオンを利用する際の利用権を還暦のお祝いとしてですね、村が補助をするということで、60歳から75歳までの15年間の健康づくりそして自分自身の意識づけを、そういったきっかけをとらえて役立てていただけたらなというふうに思っております。

新たなそういった村内のそういう施設との連携なども地域を挙げて健康づくりに取り組んでいくということが、太田村政での取組の新たな一つということで答弁をさせていただきます。

いろいろと先ほどワクチンのお話もありました。村としましては、強制ではなく、しっかりと、選択肢を御提案、村民の方々にしていきたいというふうに思っております。地域によって受けたくても受けられないような制度があつては仕組み感を変えていきたい。望めばそれがしっかりこの村でも受け入れる、それはワクチンだけではなく、教育にしても、仕事にしても、そういったものもしっかりできる村をつくっていきたいというのが私の考えであります。

そのための選ぶ判断基準はそれぞれの皆様のお考えもあると思いますので、我々はそこを共用するわけではなく、しっかりと、そういったときに手を挙げた、希望するときにしっかりと御提案できるような村づくりをしていきたいということが私の今の考えでございます。答弁は以上です。

○議長 山室昭憲 3番、山本議員。

○3番 山本涼子 ありがとうございます。村民が健康で生き生きと笑顔で暮らすことが、南阿蘇村を輝かせ、そしてそれが1番の観光PRになると思います。常に村民に寄り添った愛あるリーダーとして、太田村長、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 山本議員ありがとうございます。しっかりと御期待に応えられるよう、村民の暮らしと、そして健康を守る村づくりをしっかりと取り

組んでいきたいと思っておりますので、引き続きの、御提案、そして御協力、御理解をよろしくお願ひします。御質問ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 以上で、3番山本涼子議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 4番、古澤博之議員の質問を許可します。古澤議員。

○4番 古澤博之 4番古澤博之です。議長の許可を頂きましたので質問を行いたいと思ひます。私も新人議員、初めての一般質問で、ございますので、緊張しておりますけれども、本日最後の質問になりますので、最後までお付き合い頂ければと思ひます。簡潔に行いたいと思ひます。

私は南阿蘇村の学童保育の環境整備について質問したいと思ひます。まず要旨を説明しますと、現在南阿蘇村には三つの小学校にそれぞれ学童保育があります。学校の全ての授業が終わり、放課後から、夕方保護者が迎えに来る間に、子どもたちを預かり、宿題をしたり、おやつを食べたり、遊びを通して、支援員の方々と子どもの居場所をつくっていくことが主となります。昨今は、共働き世帯が増加しているため、学童保育利用ニーズは高まっているといひます。地区別登録者は、令和7年4月1日現在で、白水小、AB学童、45名、南阿蘇西小学童43名、久木野小学童65名と、特に久木野小学童は、利用登録者が多い施設と言えます。施設利用では、白水小学童は、旧白水小学校校舎、南阿蘇西小学童は、旧長陽保育園園舎を有効活用して、広さも十分なので、人数制限はありません。

しかし、久木野小学童は、現在の南阿蘇村社会福祉協議会前の広場から、久木野小学校運動場に2021年6月、約4年前に移転しており、復興住宅を再利用した住宅タイプの建物となっております。移転当時利用者は42名です。現在の登録者65名を考えますと、利用できる人数に制限があり、定員超過になっている状況があります。

その結果、久木野小学童保育は、高学年児童4年生から6年生が自宅待機を強いられている現状があることに對し、早急な対策と、将来的な施設拡充計画を求めたいと思ひます。まず一つ目、国が定める学童保育の基準と、それを踏まえた村独自の学童保育の入所方針や、考え方はどうなっているか、説明を頂きたいと思ひます。

二つ目。さきに述べた久木野小学童の超過した児童の自宅待機の問題で、弟、妹が入所しているが、兄姉は入所できないという、ちょっとちぐはぐな状態の家庭もあるため、保護者の就労の妨げになったり、家で1人になる児童の安全確保が心配になります。このような現状に對し、村としてどの程度の緊急性を持って捉えているか問いたいと思ひます。

そして三つ目、この問題を恒久的に解決するため、現在の施設の拡充計画は

あるのか。ある場合、具体的な計画内容、増築、新築、プレハブまた設置場所等など、完成までのスケジュールについてお聞きしたいと思います。以上です。よろしく申し上げます。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 4番古澤議員の御質問にお答えいたします。学童保育の概要につきましては、私も答弁を用意しておりましたが、議員からの御説明、詳細な御説明がございましたので、あえて割愛をさせていただきます。お許しを頂きたいと思っております。

まず早速ですが、南阿蘇村の学童保育の環境整備についての御質問でございます。まず、質問の要旨1についてです。国が定める基準は、専用区画面積が児童1人につきおおむね1.65平米以上、一つの支援の単位を構成する児童数はおおむね40人以下、支援員の数は、支援の単位ごとに2名以上などと規定をされております。また村独自の学童保育の入所方針や考え方ですが、放課後児童クラブ入所判定基準に基づき、優先をつけて入所判定を行っているところであります。

村としては、希望のあった全ての児童を入所させたいところではありますが、受入れが超過した場合は、その御家庭の災害の有無や、低学年、独り親などの項目を点数化して、合計点数の高い方から優先して承認をしているという流れでございます。

次に質問の2でございますが、2番目の質問です。今年度当初、久木野児童クラブには、定員50名に対して74名の利用申込みがあり、通常利用の6年生4名と、夏休みなどの長期利用の4年生以上の6名をお断りをしている状況であります。村の規定で、定員の1割強の範囲で入所を認めていますが、学童指導員不足や、年度途中で低学年の新規受入れに対応するため、やむを得ず65名程度で運用している状況です。

しかし、3番の次の問題の答弁にもなりますが、こうしたお断りする待機児童の方をそのままやはりしておくというものは、私も議員と同じ問題意識を持っております。が、ここ3年間、待機児童が生じてきているというのも事実でございます。しかしこれもですね、やはりお断りをし続けるというのも行政としても、もう限界に来てしていると判断いたしました。

このようなことから、既存施設に隣接する南側にリース契約によるユニットハウス構造の施設を整備の検討を指示いたしました。皆様のタブレットにも、イメージ図を入れさせていただきました。普通のプレハブというよりも、二階建ての大型のユニットハウスの設置を検討するよう指示いたしました。予定時期は、小学校との設置場所等の協議や、建物の規模の検討並びに学童指導員の採用に時間を要することから、今年12月の議会におきまして補正予算で必要

経費を計上させていただき、令和8年4月、いわゆる来年の新年度、から運用開始を行いたい。この目標で、来年1月から、建設工事に着工を計画しております。

この計画で、議員から御提案頂いた件を前向きに実現をしていきたいということで執行部といたしましても、計画を御披露させていただきました。是非議会におかれましても、引き続き御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます、私からの御答弁を終わらせていただきます。

○議長 山室昭憲 4番古澤議員。

○4番 古澤博之 はい、4番古澤です。村長丁寧な答弁を頂きましてありがとうございます。子育てに関しては、皆さんが1番関心を持っていることだと思います。そうですね。再度、ここで確認をしたいと思うんですけども、先ほどプレハブ型の建物を1月から計画して、4月から入所ができるということでしたので、もう一度確認したいんですけども、それでよろしいでしょうか。お願いします。以上です。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 すいません私が早口だったと思いますので、もう一度、ゆっくり、答弁させていただきます確認を込めて、答弁させていただきます。

先ほど御覧頂いた形のユニットハウス構造での施設を新年度4月からの目標に向けて、今年から準備ということで、学校との協議や、学童指導員さんの採用に時間を要するという事がございますので、今年の12月の議会までに、議会に補正予算で必要経費を上げさせていただきたい。それまで準備をして12月に、具体的な予算を上げさせていただき、建設工事は、それを御承認頂きましたら、来年の1月から工事を着工し、新年度の4月に間に合うように計画をしているということでございます。以上です。

○議長 山室昭憲 4番、古澤議員。

○4番 古澤博之 はい、ありがとうございます。再確認ができました。ありがとうございます。学童保育は、主に子ども家庭庁が所管しております。文部科学省のほうも、放課後子ども教室というのを、所管しております、国レベルで連携して学童保育を推進している状況であります。

児童の健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対するさまざまな補助金が国からの補助金がございます。それらをフルに活用させていただいて、村の財政負担をなるべく少なくして、安心して預入のできる施設の拡充を要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 ありがとうございます。財源も御心配頂きましてありがと

うございます。しっかりと、関係担当課と協議をしながら、そういった補助事業などもですね、しっかりと活用しながら、子育てをしやすい環境、そして子どもさんたちが安心して、学べる遊べる環境づくりを取り組んでいきたいと思っておりますので、この一般質問で、村民の皆様からの声を聞いていただいた議員さん方の質問ということで、我々もしっかり受け止め、可能な限り具体的に、そして期限を決めて、今後も答弁をさせていただきたい誠心誠意対応させていただきますので、引き続きの御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます、私から答弁させていただきます。ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 以上で4番、古澤博之議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 以上で本定例会に付議されました本日の日程は全て終了いたしました。常任委員会では、執行部から提案されました案件について、十分な審査を頂き、13日の本会議に臨まれるよう、お願いをいたします。本日はこれにて散会いたします。一同その場に御起立をお願いします。

礼。

お疲れさまでした。

-----○-----

午後14時10分 散会

第 2 号

6月13日(金)

|

令和7年第2回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和7年6月13日（金）

午前10時00分 開会

於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

日程第1 報告第3号 令和6年度南阿蘇村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第2 報告第4号 令和6年度南阿蘇村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第3 報告第5号 専決処分事項の報告について

日程第4 承認第1号 専決処分事項の承認について

日程第5 承認第2号 専決処分事項の承認について

日程第6 承認第3号 専決処分事項の承認について

日程第7 承認第4号 専決処分事項の承認について

日程第8 承認第5号 専決処分事項の承認について

日程第9 議案第30号 南阿蘇村上水道事業給水条例の一部改正について

日程第10 議案第31号 令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算（第1号）について

日程第11 議案第32号 財産の取得について

日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第13 選挙第5号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

日程第14 同意第3号 副村長の選任の同意について

日程第15 発議第4号 議員派遣について

日程第16 閉会中の継続調査について

閉会宣言

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	丸野隆大	7番	河内克也
2番	工藤眞巳	8番	市原恵一
3番	山本涼子	4番	古澤博之
10番	橋本功		
5番	岡智則	11番	今村竜喜
6番	坂田正也	12番	山室昭憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

9番 後藤征昭

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	太田吉浩
教育長	今村了介
総務課長	藤本哲章
企画観光課長	下田朱美
教育委員会事務局長	古澤太介
建設課長	笠功祐
会計課長	野口幸広
健康推進課長	今村一行
農政課長	今村洋一
住民福祉課長	高宮喜美男
税務課長	荒牧憲政
水・環境課長	今村隆博
定住促進課長	梅田雄治
子育て支援課長	吉弘泰彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	安達幹夫
議会事務局主幹	長野純哉

開会 午前10時00分



○議長 山室昭憲 おはようございます。本日は、9番、後藤征昭議員より欠席届が出ております。ただいまの出席議員は11名です。定足数を満たしておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。一同その場に起立をお願いします。

礼。

おはようございます。御着席をお願いします。会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。会議中の携帯電話は電源を切っていただくか、マナーモードにしておいていただきたいと思います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。それでは、議案に沿って進めてまいります。



日程第1 報告第3号令和6年度南阿蘇村一般会計繰越し明許費繰越し計算書の報告について

日程第2 報告第4号令和6年度南阿蘇村一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について

○議長 山室昭憲 日程第1、報告第3号、令和6年度南阿蘇村一般会計繰越し明許費繰越し計算書の報告について及び日程第2、報告第4号、令和6年度南阿蘇村一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告についての2議案を一括議題とし、質疑に入ります。もう一度申し上げます。報告第3号及び報告第4号の2議案を一括議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。これで、報告第3号及び報告第4号については終わります。+



日程第3 報告第5号 専決処分事項の報告について

○議長 山室昭憲 日程第3、報告第5号、専決処分事項の報告についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。これで報告第5号について終わります。



日程第4 承認第1号 専決処分事項の承認について

○議長 山室昭憲 日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は承認することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第5 承認第2号 専決処分事項の承認について

○議長 山室昭憲 日程第5、承認第2号、専決処分事項の承認についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は承認することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第6 承認第3号 専決処分事項の承認について

○議長 山室昭憲 日程第6、承認第3号、専決処分事項の承認についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は承認することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第7 承認第4号 専決処分事項の承認について

日程第8 承認第5号 専決処分事項の承認について

○議長 山室昭憲 日程第7、承認第4号、専決処分事項の承認について及び日

程第8、承認第5号、専決処分事項の承認についての2議案を一括議題とし、質疑に入ります。もう一度申し上げます。承認第4号及び承認第5号の2議案を一括議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。お諮りします。承認第4号及び承認第5号の2議案を、これを一括採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。したがいまして、この2議案は、これを一括採決することに決定いたしました。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により本案は承認することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第9 議案第30号 南阿蘇村上水道事業給水条例の一部改正について

○議長 山室昭憲 日程第9、議案第30号、南阿蘇村上水道事業給水条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第31号令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算第1号について

○議長 山室昭憲 日程第10、議案第31号、令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算第1号についてを議題といたします。本件については、各常任委員会に審査を付託しておりましたので、各常任委員長から報告を求めます。総務常任委員会市原恵一委員長に報告を求めます。

○総務産業常任委員長 市原恵一 総務産業常任委員会委員長の市原です。定

例会初日に、本委員会に付託されましたのは、議案第31号の1件であります。6月9日に本委員会を開催し、付託された案件につきまして、所管する総務課、農政課、建設課、企画観光課4課に出席を求め、説明を受け、審議を行いました。執行部からは、詳しく説明があり、委員からの質問にも的確に御回答頂きました。

それでは審議した結果、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。議案第31号、令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算第1号につきまして、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業委員会の報告を終わります。

○議長 山室昭憲 文教厚生常任委員会、岡智則委員長に報告を求めます。

○文教厚生常任委員長 岡 智則 文教厚生委員会委員長の岡です。定例会初日に本委員会に付託されましたのは、議案第31号の1件であります。6月10日に本委員会を開催し、付託された案件につきまして、所管する定住促進課、住民福祉、福祉課、健康推進課、子育て支援課、保育所、水・環境課、教育委員会事務局、計7課に出席を求め、説明を受け、審議を行いました。執行部からは詳しく説明があり、委員からの質問にも的確に御回答頂きました。

それでは、審査した結果、次のとおり決定しましたので報告いたします。議案第31号、令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算第1号について、につきまして、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長 山室昭憲 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11号 議案第32号財産の取得について

○議長 山室昭憲 日程第11、議案第32号、財産の取得についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第12号 諮問第1号人権擁護委員候補者推薦について

○議長 山室昭憲 日程第12、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第13 選挙第5号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長 山室昭憲 日程第13、選挙第5号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。選挙管理委員会委員に、宮田義久さん、藤本健一さん、野田浩幸さん、今村みち子さんの4名。同補充委員に、第1順位、大津洋二さん、第2順位中尾博昭さん、第3順位、大津ふさよさん、第4順位、浅尾義男さんの4名を指名いたします。お諮りします。

ただいま議長が指名した8名の方を選挙管理委員会委員及び同補充員の当

選人と定めることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長 山室昭憲 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました8名の方が選挙管理委員会委員及び同補充員に当選をされました。ただいま推挙により、選挙管理委員会委員及び同補充員の選任、当選人が決定をいたしました。当選人の告示については、議長において処置をします。御了承願います。これで、日程第13について終わります。

-----○-----

日程第14号 同意第3号 副村長の選任同意について

- 議長 山室昭憲 日程第14、同意第3号、副村長の選任に、同意についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を村長に求めます。村長。

- 村長 太田吉浩 同意第3号副村長の選任についてであります。なお任期は令和7年7月1日から令和11年6月30日までの4年間です。今回、議会の皆様に副村長として選任をお願いしたいのは、園田秀也氏であります。住所は南阿蘇村大字河陽1955番地の1です。生年月日は昭和40年1月3日までの現在60歳、園田氏は佐賀大学経済学部を卒業後、平成元年に旧長陽村役場に入庁。職員時代は主に総務課の財政係や震災後の復興推進室長、水・環境課長、健康推進課長など歴など要職を歴任され、36年の長きにわたり、本村行政に深く関わってこられました。現在、本村を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化、地域経済の活性化など、さまざまな重要課題を抱えており、迅速且つ的確な行政対応がこれまで以上に求められております。このような状況の中で、村長の補佐役として、村政の円滑な運営を支える副村長の存在が、重要且つ不可欠であることは、就任から3か月を経験した私の結論であります。園田氏に対しては、これまでの行政経験と政策立案能力、部下職員を動かすリーダーシップを私は高く評価しており、この方なら副村長を任せられると私からお願いをいたしました。最初は定年後の人生設計もあられたようで、断られましたが、私の熱意と三顧の礼で計画を見直していただき、御家族の御理解を頂くことで内諾を得ることができました。

ここで改めて、なぜ園田氏が太田村政の副村長として必要なのか、その例を議会の皆様に改めて3点お伝えをいたします。

まず1点目は、豊富な行政経験と高い専門知識です。園田氏は村長である私が持ち得ない行政マンとしての豊富な経験をお持ちです。また、私の公約でもある持続可能な行政に体質改善するために必要な行財政改革には、長年にわたり、財政畑を歩み、震災前に、この新庁舎を建設の財源を捻出した経験もある園田氏の手腕に大いに期待しております。

2点目は、高い政策推進能力と村長不在時における庁内業務の停滞解消であ

ります。私は今、今定例会初日の所信表明でも述べましたが、トップセールスが自らの役割であり、強みだと自負しております。ふるさと納税の獲得や、農産品のセールスのみならず、国や県への要望活動、予算要求にも、どんどん足を運びたいと考えています。それを実行するためには、私が留守でも、行政の停滞がなきよう、庁内運営を安心して任せられるだけの信頼と力量のある副村長の存在が大前提であります。職員時代からその堅実且つスピード感のある仕事ぶりを議員として見ていた私が、全幅の信頼を寄せて任せられるのが、園田氏であります。ちなみに、今月24日から立ち上がる南阿蘇村みらい会議の枠組みが、この短時間で立ち上がったのは、統括を任せられた園田氏の高い政策推進力のあらわれの一つです。また、担当課がまたがった課題や、制度づくりにおいて、現在はその取りまとめとなる調整役が不在です。そのため、なかなか課題解決が進んでいない状況を懸念しています。そこに私が割って入るより、園田氏のように、行政経験豊富な方が大所高所から、各課の利害関係を調整するのが1番良い形で解決に導か導けると期待をしています。

3点目は、国や県からの出向ではなく、生え抜きで村に住み続け続けている方に、副村長を任せたいという私の信念であります。本村は合併から20年熊本地震から9年を迎えました。これまで国や県からその時々で多大なる御支援を頂きながら、村づくりや復旧復興を進めてまいりました。その感謝や絆はもちろん今後も大事にしながらも、これからは、やはり自分たちの村は、自分たちで守り、さらに成長していくんだという村民の強い思いと、それを政策として実行していく職員や役場組織をつくっていきたいと考えております。この思いの中で、私の足らざる部分を補い、且つ能力と信頼度の高い人物は、園田氏しかいません。

これが、これまで、悩み悩み、考えに考え抜いた私の結論であります。先の村長選挙において、私が得た4,290票の期待と、それ以外の村民からの新たな信頼を頂くためには、お約束した公約の実行と実現が不可欠です。政治が変われば暮らしが変わる。暮らしが変われば村の未来が変わると。村長選挙において訴えてきた、そして当選した私が、その公約実現に必要なだとお願いした人物である園田秀也氏が、太田村政の副村長として最適任であると確信をしております。

以上が追加議案の提案理由であります。議会の皆様におかれましては、何とぞ御理解を賜り、御同意くださいますようよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長 山室昭憲 これより同意第3号副村長の選任についての同意についての質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。まず、反対討論はありませんか。2番工藤眞巳議員。

○2番 工藤眞巳 2番工藤です。議長の許可を頂きましたので、同意第3号の反対の立場で討論をさせていただきます。

熊本地震以降、復旧熊本地震以降、復旧事業の予算が増額しており、一般会計も以前の規模に比べますと、最大で2倍近くの数字で推移をしておりました。財政再建健全化を目指す中、議会としても、前期の議会改革で、議会定数を14名から12名、2議席削減し、本年2月、議会議員選挙から実施しております。例年、決算審査意見書においても、財政健全化について、監査指摘が述べられております。村長も、就任から3か月、多くの課題が山積みであるとは思いますが、1期4年を考えますと、まだ3か月とも捉えられます。財政健全化を目指していくためにも、まずは、執行部と一致団結チーム南阿蘇として、職員一人一人の力を借りながら、この難局を乗り切ることも一つの考えとしてあるのではないかと思います。

その上で、歳出削減による効果や、成果を確認することも必要であると思います。今後、村有施設の老朽化による更新や、住民サービス向上を図る上で、財源の確保は喫緊の課題です。定例会1日目の本議会終了後、議会全員協議会、その他で、村長より発言がありました。その後、いろいろな方と意見や話を聞かせていただきました。村をよくしていきたい思いは、執行部も議会も変わりませんが、今回の同意案に対して、時期尚早と判断、また、総合的にも、判断した結果、反対討論に、達しました。議員各位におかれましても、それぞれの判断があるかと思いますが、財政健全化を目指すことを掲げて、同意第3号の反対討論とさせていただきます。

○議長 山室昭憲 続きまして、賛成討論はありますか。10番、橋本功議員。

○10番 橋本功 10番橋本です。私橋本功は、南阿蘇村議会議員として、本日提案されております、副村長の人事案件につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

第1に、園田候補は、これまで南阿蘇職員として培った幅広い経験や豊富な知識は数々の実績を残しておられ、その行政手腕は村長の補佐役として、その重責を十分に担う適正であると判断し、同意をお願いするものであります。

第2、村の持続可能な発展には、村長を支える、副村長を、的確な判断と実行力が不可欠であります。園田候補はこれまで、住民の声を丁寧を受け止め、現場間、感覚を持って、課題に取り組む姿勢が評価されており、副村長としての重責をまた、職責を十分に果たせる極めて適任な方であると確信しております。

第3に、今後予定される地域振興策や予防計画の実行においても、副村長の

役割は大きく、これまでの経験と信頼に裏づけされたリーダーシップを大いに期待しております。太田村政を支える上でも、最も適任の人材であると判断いたします。

以上の理由から、私は人事案に賛成し、今後の村政がより円滑に進むことを強く願っております。是非、全会一致の賛同をよろしくお願いいたします。御清聴ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 次に、反対討論はありませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 それでは賛成討論はありませんか。7番、河内克也議員。

○7番 河内克也 7番河内です。同意3号について意見表明をいたします。重要な議案は、討論は必須と考えます。橋本議員に続いての賛成の立場での討論です。副村長の必要性と、候補者が適任であるという二つの項目に絞って簡潔に申し上げます。

まず、副村長の必要性について、太田村長就任から3か月が経過しましたが、待ったなし、喫緊の課題が山積みの本村の状況の中で、村長の若さフットワークのよさ、手腕を遺憾なく発揮され、これからの南阿蘇村の希望と発展のために、大いに御尽力されることを多くの村民は期待しております。そのためには私がよく言う、今、自治体間の生き残り競争の中、その手腕を大いに発揮できる環境が整っていることが一つの条件であると考えます。今日の複雑で多様化した施策難問題に直面したとき、村長のよき相談者となり、的確な助言が得られるパートナーすなわち、副村長を選任することが重要な環境整備の一つだと考えます。副村長としての最も大切な役割は、決してでしゃべることなく、その上で、村長に厳しく、誠意を持って諫言し太田村長が誤った方向を見たとき、あるいは、裁量権の範囲内か逸脱か、悩まれたときは進言あるいは毅然とした態度で諫言することを自らの役目とすることです。村の発展のために今、副村長は必要です。

二つ目に候補者が適任であるということについて、今提案理由の説明で、村長が述べられましたので、短めますが、園田氏は役場職員として、広報広聴、税務財政担当として、そして、水・環境課長、健康推進課長の要職を務め、行政経験豊富であります。村の財政事情においては、南阿蘇村は改善しつつあるとはいえ、震災から厳しい状況が続いており、財政に精通した園田氏を副村長に起用し、財政状況の改善に努め、村民生活の向上に向け、より一層の効率的で効果的な財政運営を図る必要があると考えます。また、危機管理面において、村長はトップセールスで出張もあります。不在のときもあります。この時期、大雨による災害が心配されます。火山噴火地震等災害発生時に、村長が不在のときもあります。園田氏の自宅から役場まで走って1分、有事の際、役場災害

本部にすぐに駆けつけ、陣頭指揮をとることもできます。危機管理体制面でも重要なことです。

長くなりましたが、以上の理由と、選挙で選ばれた太田村長が選任同意を求めた人物は紛れもなく、適任であると考えます。以上、賛成討論とします。議員の皆様の御賛同をお願いいたします。以上です。

○議長 山室昭憲 ほかに討論ありませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成多数]

○議長 山室昭憲 賛成多数により、本案は原案どおり可決し、同意することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第15号 発議第4号議員派遣について

○議長 山室昭憲 日程第15、発議第4号、議員派遣についてを議題といたします。お諮りします。議員派遣の件については、タブレットに配付しましたとおり派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。したがって、タブレットに配付したとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第16号 閉会中の継続調査について

○議長 山室昭憲 日程第16、閉会中の継続調査についてを議題といたします。各委員長より所管事務調査及び、タブレットに配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり申出がっております。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。お諮りします。本定例会中、誤読によるもの及び議決の結果、その条項、字句、数字等の整理、訂正を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定によりまして、議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字等の整理訂正は議長に委任することと決定をいたしました。以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。会議規則第8条の規定により、令和7年第1回南阿蘇村議会定例会を閉会いたします。一同その場に起立をお願い

いします。
礼。
お疲れでした。

-----○-----
午前10時36分 閉会